

改正基本法に基づく 初の食料・農業・農村基本計画 (参考資料)

令和 7 年 5 月
農林水産省

新たな食料・農業・農村基本計画の構成

まえがき

- 食料安全保障に関する課題を整理
- 基本計画は、改正基本法の理念に基づき、施策の方向性を具体化
- 初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間を5年

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- 「我が国の食料供給」、「輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）」、「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」、「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」、「農村の振興」のテーマごとの基本的方針

第2 食料安全保障の動向

- 我が国の食料安全保障と密接に結びついている、世界の食料需給や貿易等の動向、それに影響を与え得るリスク等を分析・整理

第3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標

- 食料自給率、農地面積、担い手数、生産性の向上、生産資材の確保、輸入の安定化、備蓄の確保、輸出額等に関する目標
- KPIを設定し、目標の達成状況の把握だけでなく、KPIを検証
- PDCAサイクルによる、施策の不断の見直し

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

- 国内の食料供給
(水田政策の見直し、土地利用型作物、飼料作物、野菜、果樹、油脂類、畜産物、水産物、花き・地域特産作物)
- 食料自給力の確保
(品目別の農業構造転換、サステナブルな農業構造への転換、生産基盤の確保、生産性向上、生産資材)
- 付加価値向上
(品種、農産物を活用した新事業創出、知的財産、輸出)
- 農作業安全、GAP、HACCP、動植物防疫
- 不測時における食料供給の確保
- 輸入の安定化、国際戦略

II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

- 農林水産物・食品の輸出の促進
- 食品産業の海外展開
- インバウンドによる食関連消費の拡大
- 品種のグローバル展開

III 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

- 食品アクセスの確保
- 食品産業
- 合理的な価格形成
- 食品安全・消費者の信頼確保

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

- 農業生産活動、食品産業・消費における環境負荷の低減
- 多面的機能の発揮

V 農村の振興

- 多様な人材が農村に関わる機会の創出
- 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）
- 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）
- 地域の共同活動の維持
- 中山間地域等の振興
- 鳥獣被害対策、都市農業の振興、農村の魅力発信

VI 国民理解の醸成

- 食育の推進
- 食文化の保護・継承
- 食品産業による国民理解の醸成
- 消費者の行動変容

VII 自然災害への対応

- 東日本大震災、令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 自然災害への備え
- 自然災害からの復興・復旧

第5 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- DXの推進
- 統計データの持続的な把握と利活用
- 食料システムの関係者間の連携
- 幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携
- 地域の実態に即した施策の展開
- 効果的かつ持続的な施策の推進体制
- 財政措置の効率的かつ重点的な運用

- **異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まり等の激動する国際情勢や、国内人口・農業者の減少・高齢化等の国内情勢の変化に伴い、我が国の食料・農業・農村は、様々な課題に直面。**
- こうした中、**平時からの食料安全保障**を実現するには、本基本計画に基づく**初動5年間**の取組が**極めて重要**であり、この期間に**農業の構造を大きく転換する必要**。
- このため、本基本計画では、項目ごとに**現状分析**を行い、**課題を明確化**した上で、課題解決のための**具体的施策**を整理している。
また、本基本計画に定める**目標の達成**に向け、施策の有効性を示す**KPI**を設定し、**毎年、目標の達成状況の調査・公表とKPIの検証**を行い、**PDCAサイクル**による**施策の不断の見直し**を実施する。
- 本基本計画の**実効性を確保**するためには、地域ごと・分野ごとの**実態やニーズ等を的確に把握・分析**しつつ、**食料システムに関する幅広い関係者・団体等の参画と相互連携・協働**により、**施策を推進する必要**がある。

1. 食料供給をめぐる情勢

食料の安定的な供給

- 国民に対する**食料の安定的な供給**は、**国内の農業生産の増大**を図ることを基本とし、これと併せて、**安定的な輸入及び備蓄の確保**を図る。
- 近年、世界的な人口増加による食料需要の増加、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化など、**世界の食料需給を不安定化させるリスク**が高まっている。
- 特に、食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存している我が国は、より一層大きな影響を受けるおそれがあり、国内の食料が不足した場合には、国民生活や国民経済に大きな支障が生じることから、昨年 6 月に成立した「**食料供給困難事態対策法**」に基づき、政府が不測時の対策を総合的かつ一体的に実施するための**基本方針**を本年 4 月に定めた。

世界の食料安全保障に関するリスクの高まり

世界人口の増加など食料需要の増加

これまで

- ・ 単収の増加
- ・ 収穫面積の増加（森林の開発等）

により対応してきたが、さらなる増加には限界

その一方

供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

異常気象の頻発化、被害の激甚化

干ばつ、高温等による
世界同時不作等

家畜伝染病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等による生産、輸入への影響

新たな感染症の発生リスクの高まり

感染症による国内外の物流・サプライチェーンへの影響

地政学的リスクの高まり

政治情勢に起因した食料や肥料貿易の制限・規制等

穀物等の畜産需要や非食用需要の増加

新興国・途上国の畜産需要や、バイオ燃料需要の増加

輸入競争の激化

需給ひっ迫時の
買い負けリスク

（１）平時における取組

①国内の農業生産の増大

- ・食料自給力の確保（担い手の確保や農地の集積・集約化等）
- ・生産性の向上（農業生産基盤の整備・保全、先端技術の開発・普及）
- ・付加価値の向上、輸出の促進 等

②安定的な輸入の確保

- ・我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資促進
- ・二国間の政府間対話
- ・国内における官民の情報共有 等

③総合的な備蓄の推進

- ・国内に存在する備蓄を官民トータルで把握 等

（２）不測時における取組

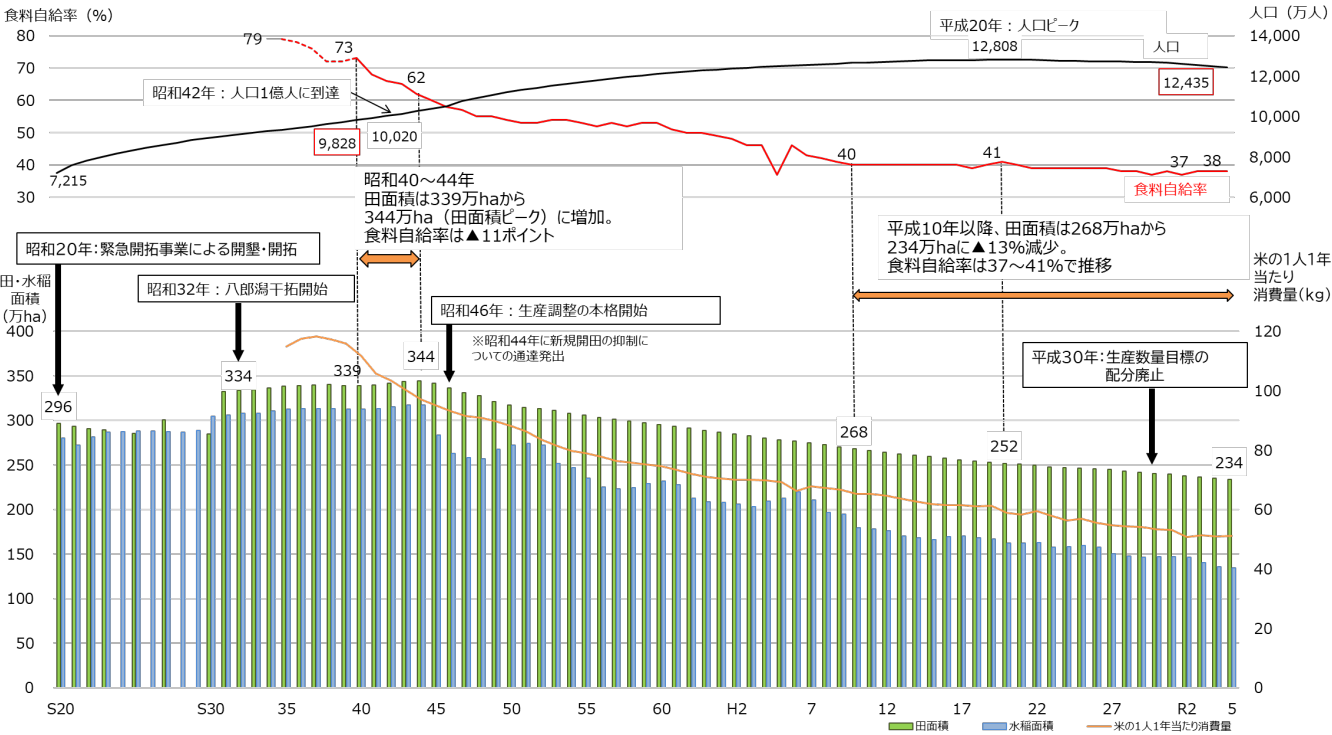
食料供給困難事態対策法に基づく供給確保対策

- ・政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施
- ・事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な対策を行う
- ・事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重し、事態の解消が困難な場合に限り、出荷販売の調整・輸入の促進等の措置を講じる。

人、農地、食料自給率①

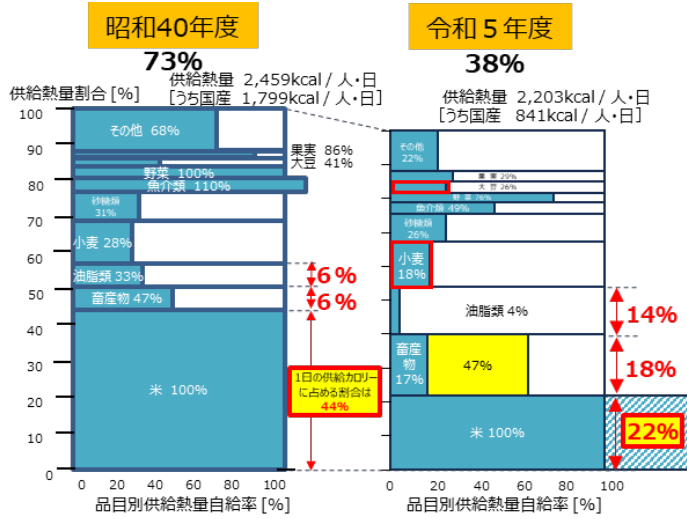
- 今から60年前にあたる**昭和40年度の食料自給率**（カロリーベース）は**73%**で、このときの**人口は約9,800万人**。その後、人口は増加する一方で農地面積は減少し、食料自給率は低下したが、平成初期に人口増加が緩やかになって以降、食料自給率も40%前後で推移。
- **食料自給率**（カロリーベース）を構成する一人一日当たり供給カロリーに占める**米の割合**は、昭和40年度と比較して**半分に低下**した一方、**小麦や大豆**の割合は、この間**あまり変化していない**。このため、食料自給率の向上に向けては、**小麦や大豆の国産切替え**を進め、これらの品目の**自給率を引き上げる**ことが重要。

人口、田面積、食料自給率の長期的推移（昭和20年～）及びコメ需給（昭和35年～）の状況



資料：人口、田・水稲面積、食料自給率については、総務省「人口推計」、農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「食料需給表」
注1：食料自給率について、飼料自給率を考慮した食料自給率は昭和40年以降であり、昭和35～39年とは接続しない。
2：田面積について、昭和31年以降は標本調査による属地統計であり、それ以前とは調査手法が異なるため値が連続しない。また、昭和24年、26年、28年及び29年は調査・推計を行っていない。

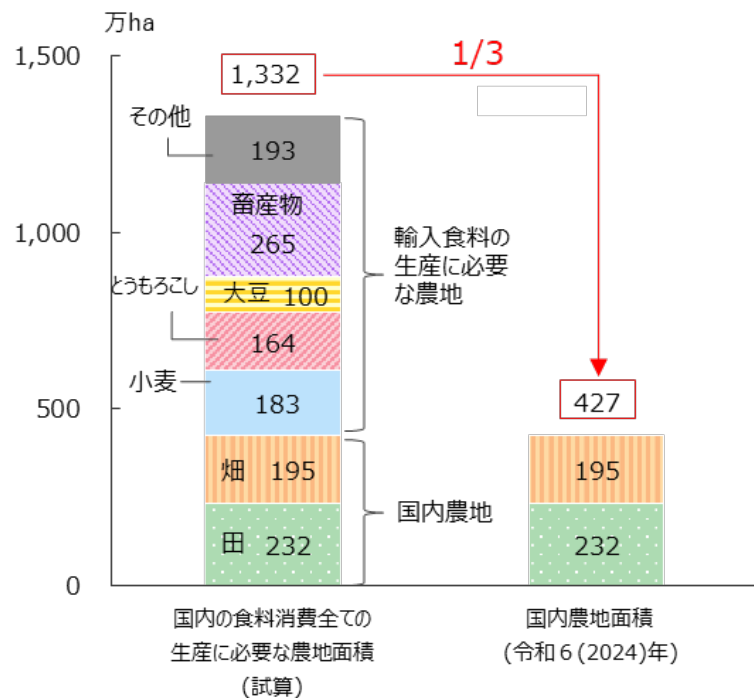
食料消費構造と食料自給率（カロリーベース）の変化



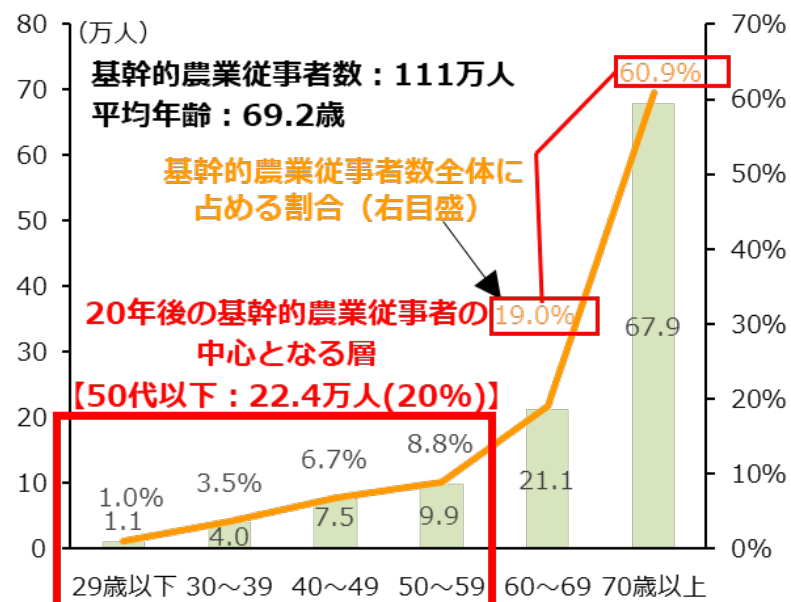
人、農地、食料自給率②

- 我が国においては、**農地**が国内需要全体を賄うために**必要な面積の1/3**しかない。
- また、**基幹的農業農業者**の平均年齢は**69.2歳**となっており、今後、**高齢者のリタイア**による急速な減少が見込まれる。

○国内で消費される食料全てを生産するために必要な農地面積（試算）



○基幹的農業従事者数の年齢構成（令和6年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に作成

注：1) 1年1作を前提とし、海外に依存している輸入品目別の農地面積は、令和2(2020)～4(2022)年の数値

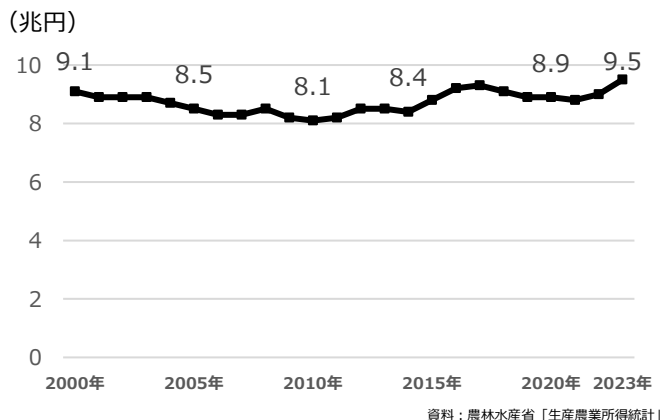
2) 「その他」は、なたねや大麦等を含む

3) 畜産物は、輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の数量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの

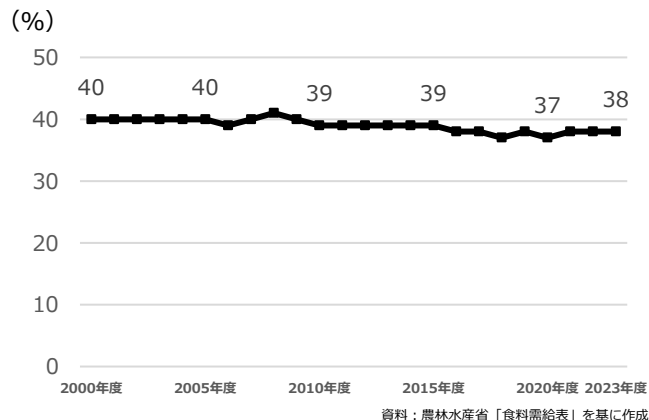
人、農地、食料自給率③

- 我が国の農業総産出額は、近年は**9兆円程度を維持**しており、この間、**食料自給率**は概ね横ばいで推移。
また、**農地面積**は、483万ha(2000年)から427万ha(2024年)へと**約12%減少**。
- 一方、**農業経営体数**は20年間で**半減**。こうした中、**法人等団体経営体**は**増加**。
これら法人等の**担い手**が**離農農地の受皿**として経営規模を拡大し、地域の農業生産や農地維持に貢献。

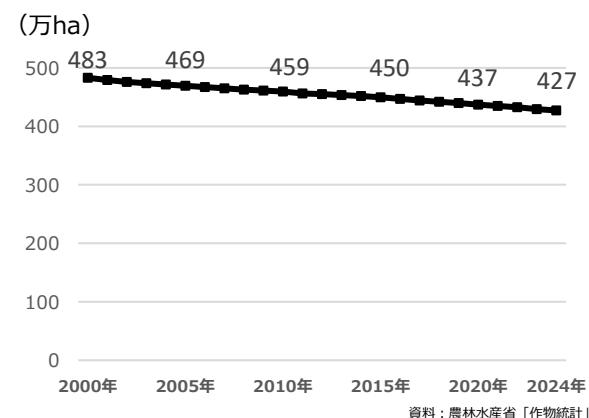
農業総産出額等の推移



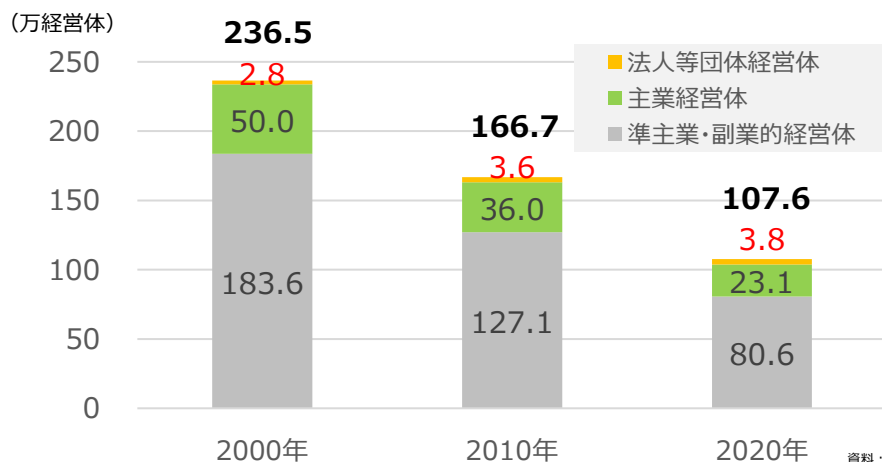
食料自給率の推移



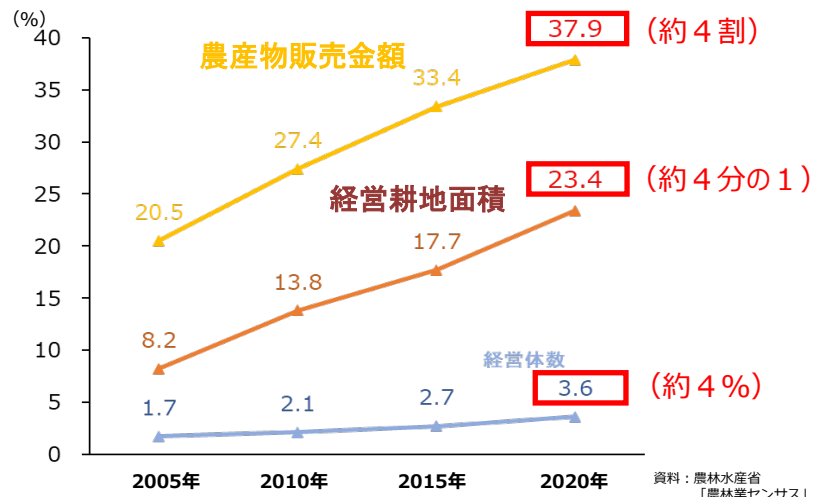
農地面積の推移



農業経営体数の推移



農業法人等の販売金額、経営耕地面積のシェア

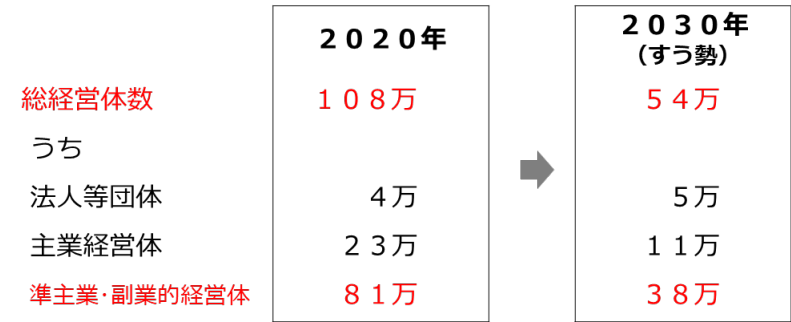


食料の安定供給に関する課題

- 農業経営体数は10年間で半減すると見込まれる中、**経営規模の拡大がない場合、多くの農地が利用されなくなるおそれがある。**
- このため、生産量を維持するには、**生産性の抜本的向上**による、**経営規模の拡大に向けた取組**が極めて重要。
- 主業・副業等別の農業生産のシェアは、**コメ・果樹**において、**60歳以上が大宗を占めている準主業・副業経営体**の割合が高く、全ての品目で農業経営体が減少する中、特にコメ・果樹で**今後大きな影響**が見込まれる。品目ごとに現状や課題が異なり、それに応じた対応が必要。

○農業経営体数、経営面積のすう勢（主な耕種農業での試算）

- ・農業経営体数は、**2020年から2030年で半減**の見込み。
- ・経営規模の拡大がない場合、2020年と比べて**約3割の農地が利用されなくなるおそれ**。



資料：「農林業センサス」、「農業構造動態調査」及び各種面積統計を基にした農林水産省試算

（主業経営体）
農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

（準主業経営体）
農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

（副業的経営体）
調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

（参考）経営体数の見通しの推計方法

法人等団体経営体

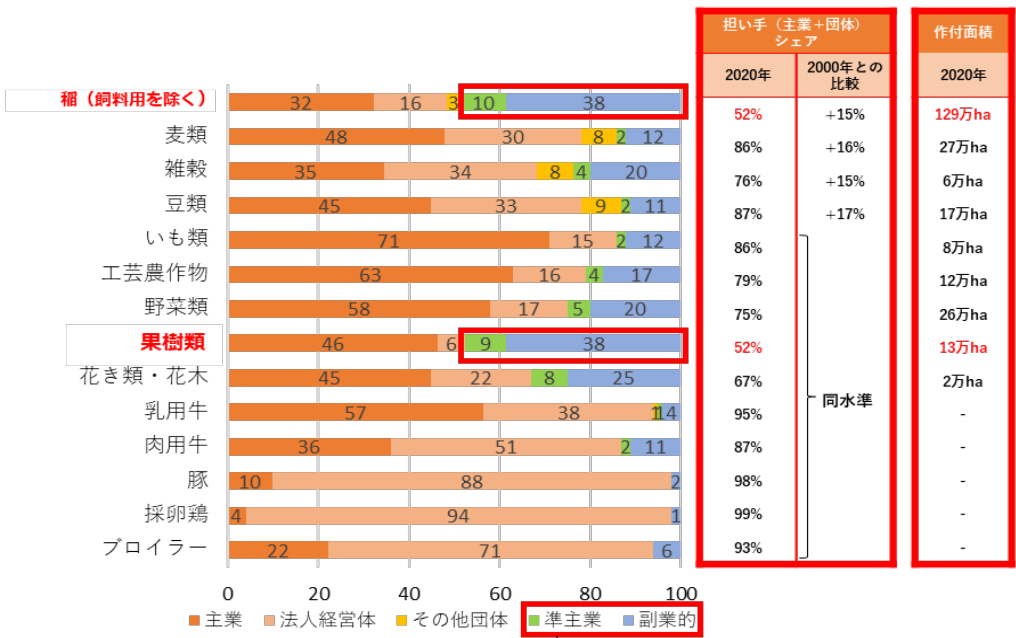
農林業センサス2005年～2020年値の増加率により推計

主業経営体、準主業・副業的経営体

主業経営体の近年の減少率（2021年～2023年で年率▲7.4%）や基幹的農業従事者の動態などを踏まえ推計

○主業・副業等別の農業生産のシェア（2020年）

（作付面積、飼養頭数ベース）



- ・準主業経営体（農外所得が主、60日以上働く65才未満の世帯員がいる）における基幹的農業従事者のうち60歳以上の割合：**72.2%**
- ・副業的経営体（60日以上働く65才未満の世帯員がいない）における基幹的農業従事者のうち60歳以上の割合：**98.6%**

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：主副業別などシェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合や、グラフ右欄の「主業+団体シェア」と一致しない場合がある。
2000年の主副業別シェアは販売農家の数値であり、一戸一人を含む。

品目によって異なる、農業経営体の減少や新規就農の状況（土地利用型作物）

- 土地利用型作物は、**2030年に経営体数は27万経営体と半減**。経営規模の拡大を考慮せず試算すると、**農地利用が約70万ha減少**するおそれ。
- 新規就農は、品目ごとでは年1作となるため収益機会が少ないことに加え、面積あたりの収益が低く、**一定の所得を上げるには、相当規模（15ha～20ha以上）の経営が必要**であることから、**外部からの参入は低調**。

土地利用型作物（米、麦、大豆等）

○ 農業経営体数、経営面積のすう勢

○ 経営体数（万経営体）

	2020年	2030年 (試算)
法人等団体経営体	1.6	2.1
主業経営体	8.2	3.6
準主業・副業の経営体	50	22
合計	60	27

経営体数は半減

○ 経営面積（万ha）

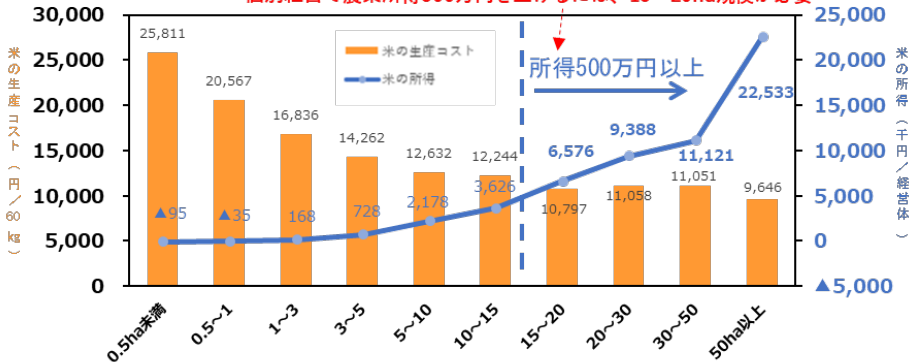
	2020年	2030年 (試算)
法人等団体経営体	52	66
主業経営体	84	40
準主業・副業の経営体	80	36
合計	216	142

約70万haの農地利用が減少するおそれ

（参考）2030年の経営面積（試算）について、2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型別に「2030年の経営体数」に「2020年の1経営体当たり経営面積」を乗じて算出

○ コメの生産コストと所得（個別経営体）

個別経営で農業所得500万円を上げるには、15～20ha規模が必要



資料：農林水産省「農産物生産費統計（令和4年産）」（組替集計）

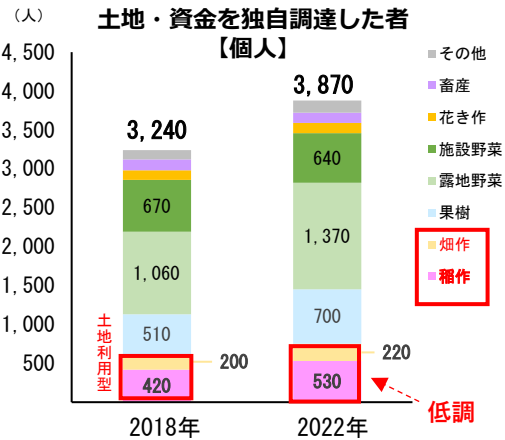
注：経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

参考：米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稲作付面積所得＝粗収益－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地代地）〕

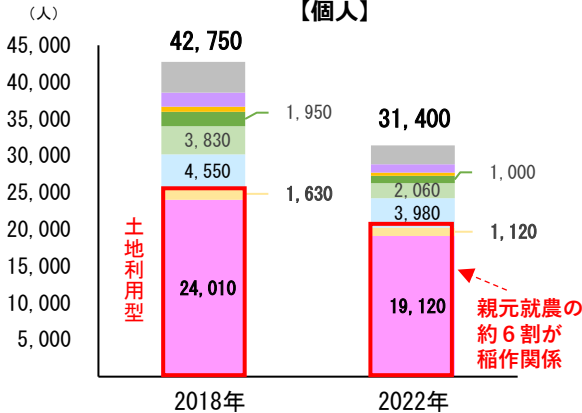
※粗収益には経営所得安定対策等の交付金を含む。

○ 新規就農の状況



低調

新規自営農業就農者（親元就農） 【個人】



親元就農の約6割が稲作関係

資料：土地・資金を独自調達した者については、農林水産省「新規就農者調査」（新規参入者）

新規自営農業就農者については、農林水産省「2015年農林業センサス」、「2020年農林業センサス」を用いた「新規就農者調査」の組替集計

注1）新規自営農業就農者は販売金額1位の部門別、新規参入者は新規参入時の主な部門別で集計。

注2）四捨五入により計と内訳が一致しないものがある。

品目によって異なる、農業経営体の減少や新規就農の状況（果樹）

- 果樹は、**2030年に経営体数は全ての経営体で減少または横ばい**。経営規模の拡大を考慮せず試算すると、**経営面積が半減**するおそれ。
- 未収益期間が長く、それを乗り越える資金力が必要であることから、**新規就農者が少ない**。季節的な労働ピークが存在することに加え、傾斜地等の立地条件が悪く、現状のままでは規模拡大や生産性向上が困難。また、**スマート農業技術等の開発・普及が遅れている**。

果樹

○ 農業経営体数、経営面積のすう勢

○ 経営体数（万経営体）

	2020年	2030年 (試算)
法人等団体経営体	0.2	0.2
主業経営体	3.9	1.9
準主業・副業的経営体	8.8	4.3
合計	13	6.5

全ての経営体で
減少又は横ばい

○ 経営面積（万ha）

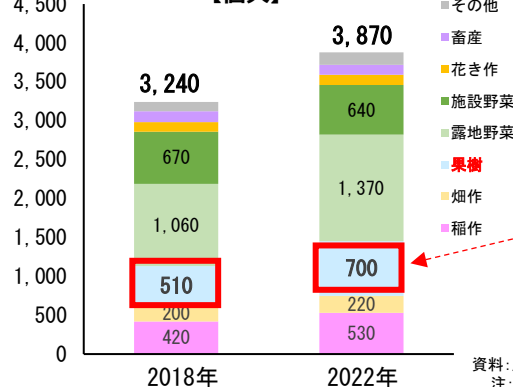
	2020年	2030年 (試算)
法人等団体経営体	1.2	1.5
主業経営体	9.3	4.7
準主業・副業的経営体	10	4.9
合計	20	11

5割弱の減少

（参考）2030年の経営面積（試算）について、2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型別に「2030年の経営体数」に「2020年の1経営体当たり経営面積」を乗じて算出

○ 新規就農の状況

土地・資金を独自調達した者
【個人】

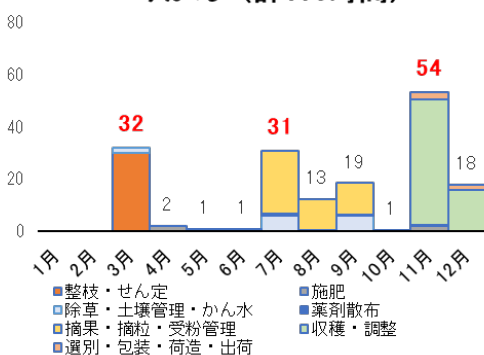


✓ 未収益期間が長い
✓ 季節的な労働ピーク
が存在するため
短期労働力の確保
が必要

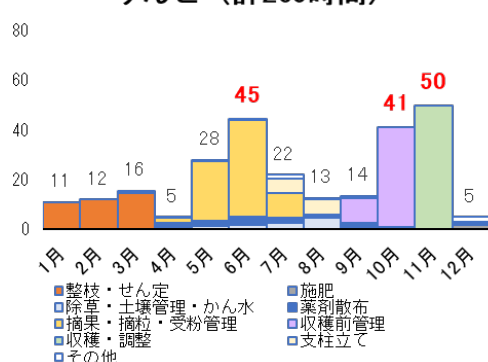
資料：農林水産省「新規就農者調査」（新規参入者）
注：四捨五入により計と内訳が一致しないものがある。

○ 品目別年間労働時間推移（10aあたり作業時間）

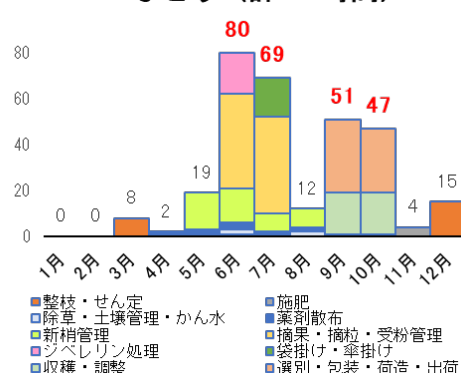
みかん（計170時間）



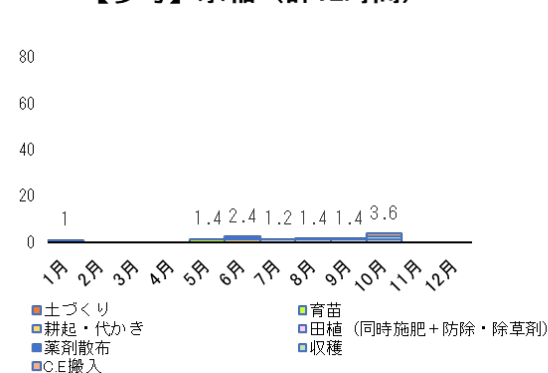
りんご（計260時間）



ぶどう（計307時間）



【参考】水稲（計12時間）



2. 我が国の食料供給

食料自給率

- **食料自給率**は、食料の国内消費に占める国内生産の割合を示す指標。分子を**国内生産**、分母を**国内消費仕向**として計算。
- 本基本計画では、**新たに**、平時において国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているかを示す指標である「**摂取熱量ベース**」の**食料自給率**を設定。

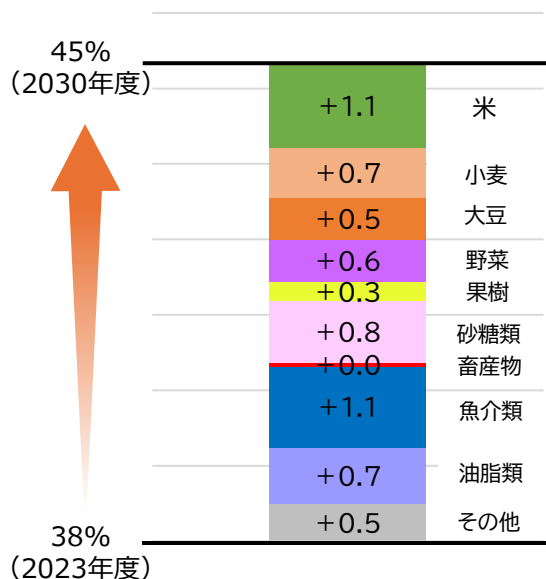
○食料自給率目標（2023年度 → 2030年度）

- ・供給熱量ベースの食料自給率 = $\frac{\text{国産供給熱量}}{\text{国内消費仕向熱量}}$: 38% → 45%
- ・生産額ベースの食料自給率 = $\frac{\text{食料の国内生産額}}{\text{食料の国内消費仕向額}}$: 61% → 69%
- ・摂取熱量ベースの食料自給率 = $\frac{\text{国産供給熱量}}{\text{平時における国民の日常生活に必要な摂取熱量 (1,850kcal)}}$: 45% → 53%

目標年における国内消費仕向量は、品目ごとの消費・流通等の施策を見込んで設定。
目標年における国内生産量は、需要に応じた生産や、品目ごとの課題に対して講ずる施策を踏まえ、実現可能な生産量を、輸出量も見込んで設定。

摂取熱量ベースの食料自給率は、分母を「平時における国民の日常生活に必要な摂取熱量（1,850kcal※）」として算定。
※ 1,850kcalという数値については、①日本人の成人男性の基礎代謝量が、1,300kcalから1,600kcal程度であり、それを上回る水準であること、②平時における1人1日当たりの平均摂取熱量（国民健康・栄養調査（厚生労働省））の最低値が1,849kcal（2010年）であること、を参考に設定。

○供給熱量ベース食料自給率目標における品目ごとの寄与



・本基本計画において、食料自給率の目標達成に向けて、品目ごとの消費・生産・輸入・加工・流通について、課題に対して講じる施策を整理。

・それを踏まえて、品目ごとに実現可能な国内消費仕向量、生産量、輸出量、単収、作付面積のKPIを設定。

- 農業経営体数が10年間で半減すると見込まれる中、生産量を維持するには、**生産性の抜本的向上**が必要。
- このため、
 - ・ **地域計画を更に進化**させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた、**農地集約化と産地づくり**の推進、
 - ・ **大区画化等の基盤整備**による良好な営農条件の確保、
 - ・ **スマート農業技術の開発・導入**と、機械の共同利用等を通じた技術導入を促進するための**サービス事業者**の活動支援、
 - ・ **多収化や高温耐性**などに資する**品種の開発・導入**等により、**生産コストの低減**を図り、**労働生産性**（1経営体当たりの生産量）と、**土地生産性**（単位面積当たりの生産量）の**向上を進める必要がある**。

水田政策の見直し等

○水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

○米の輸出拡大

海外での米・米加工品の更なる需要開拓を図るには、海外市場の求める品質、数量、価格等への対応が必要となるが、輸出米の生産費の採算ライン（約9,500円/60kg（輸出業者からの聴き取り））に対し、現在、国内農家の平均生産コストは約16,000円/60kgであり、米の生産コストの低減が最も大きな課題となっている。

このため、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成することとし、以下の生産性向上の取組を強力に進める。

農地の集積・集約化（輸出を行う経営規模15ha以上の経営体の作付面積を拡大）による分散錯圖の解消

農地の大区画化（1ha以上の団地の農地を新たに整備）

品種改良、多収量品種の作付け拡大

大区画化を活かしたスマート農業技術の活用（全経営耕地面積に占めるスマート農業技術・機械の活用割合を50%以上に向上）

上記取組により大規模輸出に取り組む輸出産地を30産地形成（本産地からの輸出が輸出全体の過半以上を占める姿を実現）

あわせて、海外ニーズが高い有機米の作付け拡大を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら海外における需要拡大を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

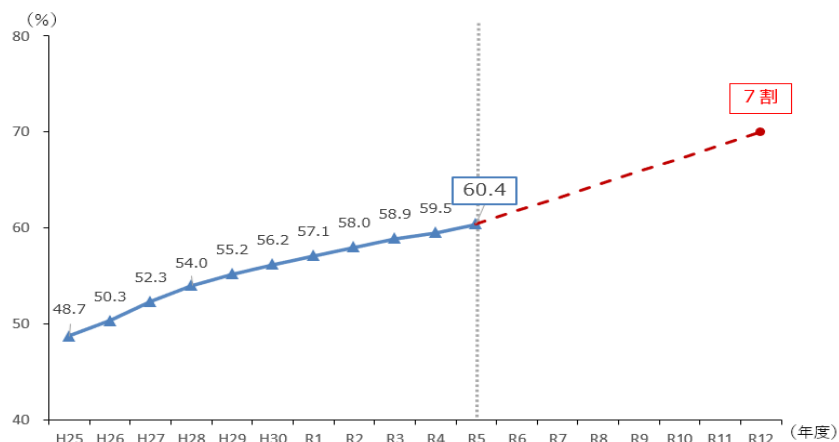
日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業（おにぎり屋、日本食レストラン等）の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等を推進し、使用量を拡大する。くわえて、パックご飯についても、簡単かつ手軽に日本産米を食することができるという特性を最大限訴求し、輸出拡大を図る。

こうした施策の総動員により、輸出重点品目である「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万トン（原料米換算）の輸出量の達成を目指す。

地域計画に基づく農地の集積・集約化

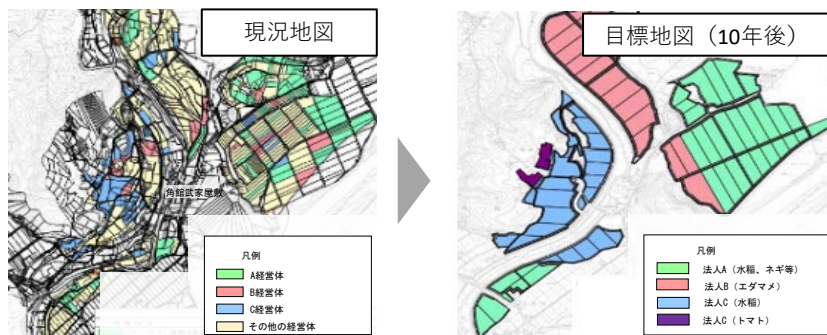
- 担い手への農地集積率は、現状で6割まで拡大しており、2030年までに7割を目指し、長期的には、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造（8割）に到達すべく農地の集積・集約化を推進。
- 策定された地域計画の多くは、①将来の受け手が見つからない農地が多数存在、②現況地図をそのまま活用している等、見直しが必要。
- このため、市町村、農業委員会、農地バンク等の関係機関と連携し、国のリーダーシップの下、市町村における地域計画の継続的なブラッシュアップや実現に向けた取組をプッシュ型で支援。

○ 担い手への農地集積率



○ 地域計画によって集約化が進む事例

基盤整備を契機に作物ごとに団地を形成（A県X市）



- 区域内の農用地等面積：49.6ha ○ 主に水稲の栽培地域
- 基盤整備を契機に、
① 3法人を新規に立ち上げ、農地を集約化 ② 作物ごとに団地化

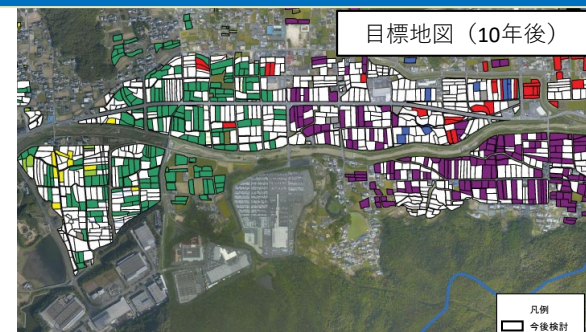
○ 更なるブラッシュアップが必要な地域計画の事例

事例1 現況地図にほぼ近い目標地図としている（B県Y町）



- 区域内の農用地等面積：268ha ○ 主に水稲の栽培地域
- 10年後の農地利用の団地化について、地域内で合意に至らず、結果、農地面積268haに対し、農家59戸を位置付け（現時点で70歳超の農業者も一定数位置付け）
- 平均団地面積が0.6haであり、将来的な団地化に向け更なる協議の余地あり

事例2 将来の受け手を明確化するとところまで到達（C県Z市）

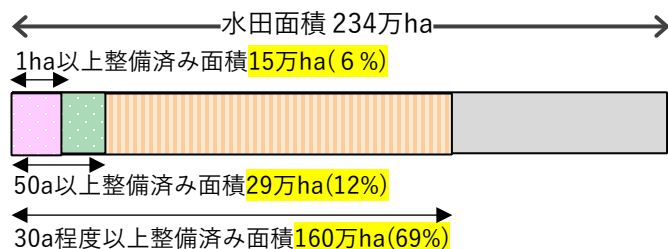


- 区域内の農用地等面積：171ha ○ 主に水稲・野菜の栽培地域
- 協議の結果、将来の受け手を明確化するとところまでは到達（色塗り部分）
- 白地の農地（地区の約半分）については、現状耕作者はいるが、引き続き、将来にわたる受け手を明確化（農地集積）していく必要がある

農地の大区画化等の基盤整備

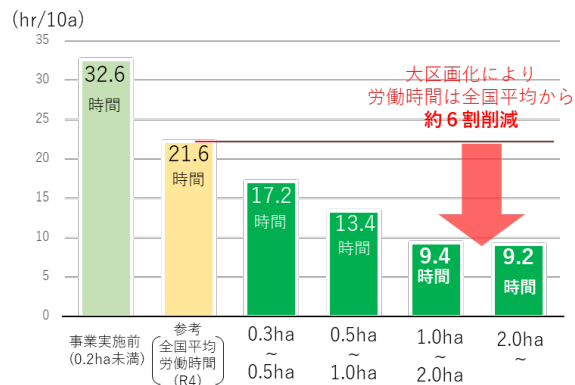
- 農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減を図るためには、スマート農業技術の導入、担い手への農地の集積・集約化等に資する基盤整備により、良好な営農条件の確保が重要。
- このため、地域計画と連携しつつ、農地の大区画化を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備等を推進。
- また、低コストで生産できる産地育成のため、フラッグシップ輸出産地との連携の強化等を通じて、担い手の米生産コストの低減に向けた農地の大区画化等の基盤整備を促進。

○ 水田の整備状況（R5）



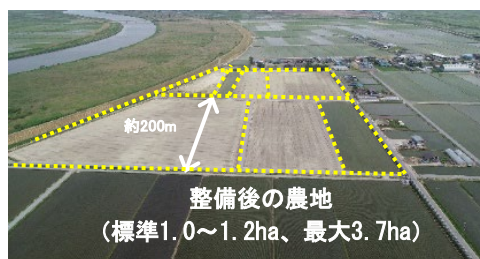
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

○ 区画規模別の稲作労働時間



※ 農地整備補助事業のR2-R4完了85地区における事業実施前後のデータを基に作成
※ 「参考（全国平均労働時間）21.6hr/10a（R4）」は、「農業経営統計調査」による

農地の大区画化



自動走行農機等に対応した農地の大区画化

大型スマート農機の導入



RTK-GNSS基準局の設置により衛星測位データを補正し、自動走行の精度を向上

ほ場周りの管理作業の省力化



傾斜地の多い中山間地域におけるリモコン草刈機の導入（法面の緩傾斜化）



水管理を省力化するための自動給水栓の設置

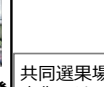
<2030年の姿>

基盤整備事業実施地区において、大区画化や省力化整備を一体的に進めることにより、
担い手の米生産コストの労働費を6割削減（現状比）

スマート農業技術の開発・導入、農業支援サービス事業者の育成

- 農業者が大幅に減少することが見込まれる中、**少ない人数でも安定的に食料を供給できる体制の確立**が課題。
- このため、スマート農業技術活用促進法に基づく、研究開発等に取り組むスタートアップ等に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化による**研究開発**、スマート農業技術に適合した**栽培方法の見直し等の新たな生産の方式の導入**、スマート農業技術の活用を促進する**農業支援サービス事業者の活動支援等**を推進。

現場が必要とするスマート農業技術の開発（果樹（りんごの例））

	せん定	摘花・授粉・摘果	生育管理	防除	収穫・運搬	選別	出荷
現状	 熟練者の経験に基づいた手作業	 熟練者の経験に基づいた手作業	 農業者の手作業による草刈りやかん水等の樹体管理	 農業者の手散布や乗用型SSによる散布	 限られた時期に多くの作業員による高所での作業	 共同選果場の効率化のための庭先での手作業	 人手をかけた目視での選別作業
開発が必要な技術	 せん定ロボットの開発	 自律的な着果制御・授粉ドローンの開発	 センシング技術によるスマート樹体管理システムの開発 完全自律型草刈機の開発	 肥料・農薬等の自動散布を行う自動SSの開発 AI病害虫診断によるスプリンクラー散布技術の開発	 自動収穫機等の開発 自動管理機等の統合運用システムの開発	 共同選果場の高度化により、庭先選果が不要	 外観・品質に基づいた高度かつ迅速な自動選果技術の開発

（写真は J A 全農青森ホームページより引用）

農業支援サービス事業者の育成・活動支援

専門作業受注型

農作業を受託して
農業者の負担を軽減



- ・ドローンによる防除、追肥作業
- ・リモコン草刈り機等を活用した畦畔管理の代行

データ分析型

農業関連データを分析して
解決策を提案



- ・ドローンを活用した作物の生育状況のセンシング
- ・生産や市況のデータを分析、最適な出荷時期を提案

スマート農業技術の効果を最大化するための生産方式の転換

（例1）ロボットトラクタ + ターン農道の整備

（例2）運搬ロボット + 果樹の省力樹形（りんごの例）



ロボットトラクタの導入



ターン農道を整備することで切り返し等が不要となり、作業効率が向上



自動運搬ロボットの導入



省力樹形とし、直線的に配置することにより、機械作業が容易に

スマート農業機械の開発とサービスの供給に取り組む 研究開発型スタートアップ



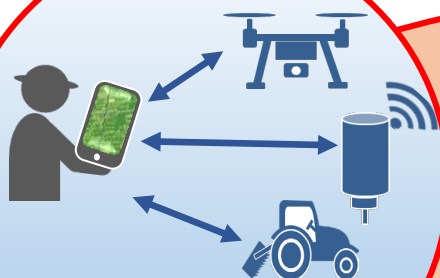
ねぎの自動農薬散布ロボット

- ・自社で開発した**ねぎの自動農薬散布ロボット**で、農薬散布サービスを展開

食料システムのDXの推進

- 農業の生産性向上に向けては、衛星や各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠であり、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤（WAGRI）やAIの活用等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、農業関連データの共有や統一化を含めたデータ活用環境を整備。
- 食料システム全体の生産性の向上に向け、生産現場におけるスマート農業技術の活用や食品産業における生産・流通の効率化に加え、生産から消費までの情報伝達や農林水産行政におけるデジタル技術の活用など、食料システムのあらゆる場面でのDXを推進。

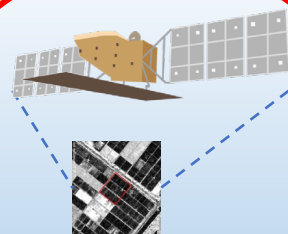
食料システムのあらゆる場面でのDXの推進



スマート農業技術の活用



AIの一層の活用



衛星データ活用技術の開発・普及
衛星データの政府調達への推進



食品産業における
生産・流通の効率化



データ活用による
生産性向上

デジタル化による
行政手続の効率化



行政データ等の利活用の
高度化



生産から消費までの
情報伝達

品種開発（多収性品種）

- 生産性向上や気候変動に対応するためには、**多収品種**、高温耐性品種等の育成・導入が必要。
- 県の推奨品種化により普及面積は拡大しているが、**単収の向上による生産性向上のため、更なる多収品種の開発・普及を推進。**

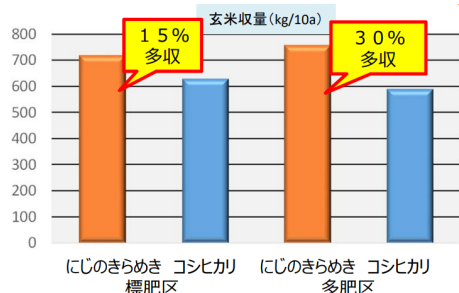
水稻「にじのきらめき」

【主な特性】

- ・ 高温耐性と耐倒伏性に優れ、**既存の普及品種より15～30%多収**
- ・ 縞葉枯病に抵抗性で、いもち病にも比較的強く栽培しやすい

【今後の普及見通し等】

- ・ **令和6年度の作付面積は10,000ha（推定）**
- ・ **奨励品種で6県、産地品種銘柄で21県が採用**し、さらに拡大する見込み
 - － 茨城県、栃木県、群馬県を中心に、実証圃の設置、現地検討会の開催、技術指導など普及活動を展開
 - － 茨城県ではフラッグシップ輸出産地において輸出の取組に活用。



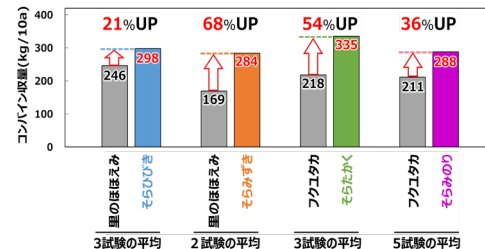
大豆「そらシリーズ」

【主な特性】

- ・ **既存品種より21～68%多収**
- ・ 難裂莢性をもちコンバイン収穫でもロスが少ない
- ・ 葉焼病抵抗性をもつ
- ・ 豆腐加工適性を持つ

【今後の普及見通し等】

- ・ **令和6年に20県以上で奨励品種決定試験（予備試験含む）を実施**
- ・ 4品種で東南北部から九州までを栽培適地としてカバー



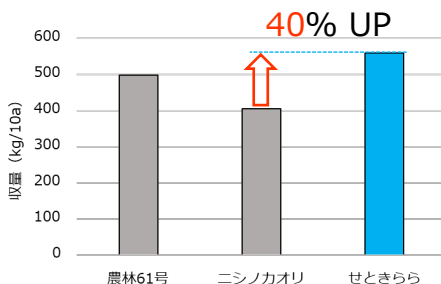
小麦「せときらら」

【主な特性】

- ・ **早生で既存品種より40%程度多収**
- ・ 穂発芽耐性や赤かび病抵抗性で栽培しやすい
- ・ 製パン作業性に優れ、ふっくらとしたおいしいパンが作れる

【今後の普及見通し等】

- ・ **令和5年度の作付面積は1,800ha（推定）**
- ・ 中国地方を中心に作付けが進んでおり、セブン-イレブン・ジャパンが岡山県内でせときららを使用したパンの試験販売を実施



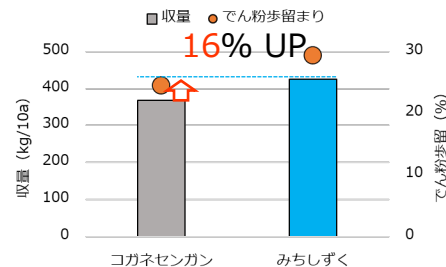
かんしょ「みちしずく」

【主な特性】

- ・ **既存品種より16%多収で**でん粉歩留まりも高い
- ・ 基腐病抵抗性が“やや強”
- ・ 焼酎の酒質がコガネセンガンに似る
- ・ でん粉原料用としても利用可

【今後の普及見通し等】

- ・ **令和6年度の作付面積は1,000ha（推定）**
- ・ 南九州地域を中心に作付けが進んでおり、基腐病対策の総合防除に利用されている
- ・ 複数の酒造メーカーやでん粉工場で原料として使用



データは農研機構の試験結果

品種開発（気候変動に対応する品種）

- 生産性向上や気候変動に対応するためには、多収品種、**高温耐性品種**等の育成・導入が必要。
- 気候変動による生育・品質障害や病虫害被害の発生リスクが増大する中、**更なる品種開発と早急な普及**を推進。

水稲「にじのきらめき」

【主な特性】
高温でも**白未熟粒が少ない高温耐性品種**
【普及状況等】
関東以西を中心に10,000haの作付（R6年度）



「にじのきらめき」（左）は白未熟粒（白濁米）が少ない

小麦「夏黄金」

【主な特性】
高温多雨でも**穂発芽の発生が少ない**
“**難**”**穂発芽性品種**
【普及状況等】
東北地域を中心に普及



多雨でも穂発芽が少ない

大豆「そらシリーズ」

【主な特性】
高温多湿で多発する葉焼病に対する**抵抗性品種**
【普及状況等】
令和6年に20県以上で奨励品種決定試験（予備試験を含む）を実施

「そらみずき」（中央）
「そらみのり」（右）は
葉焼病抵抗性をもつ。



フクユタカ そらみずき そらみのり
葉焼病症状の比較

てん菜「カチホマレ」

【主な特性】
高温多湿で多発する**重要病害に対する複合抵抗性品種**
【普及状況等】
十勝地域を中心に普及



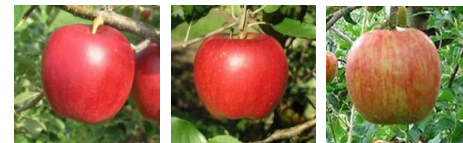
「カチホマレ」（左）は
黒根病激発圃場でも
「リボルタ」（右）より
発病が少ない

写真：黒根病激発圃場での地上部生育（2016年）

リンゴ「錦秋」「紅みのり」

【主な特性】
高温でも**果皮の着色がよい**
リンゴ品種

【普及状況等】
錦秋：岩手県で普及予定（苗木を販売中） 高温下においても「ふじ」（右）より着色が良い。
紅みのり：岩手県・山形県で普及予定（苗木を販売中）



「紅みのり」（左）と「錦秋」（中央）は

ブドウ「グロースクローネ」

【主な特性】
高温でも**果皮の着色がよい有色ブドウ品種**
【普及状況等】
中部地方以西の西南暖地で普及予定（苗木を販売中）



高温下においても
着色がよい

飼料作物「夏ごしペレ」「まきばゆうか」

【主な特性】
越夏性の高い牧草品種

【普及状況】
ペレニアルライグラス「夏ごしペレ」
：東北地域を中心に普及

オーチャードグラス「まきばゆうか」
：R7年度市販開始。
寒冷地低標高地～
暖地中標高地で普及が期待



「夏ごしペレ」（中央）は既存品種（「フレンド」（左）、
「ヤツユメ」（右））と比べ、越夏後の生育が良好。



まきばゆうか アキミドリII

「まきばゆうか」（左）は
既存品種「アキミドリII」
（右）と比べ、
越夏後の草勢が優れる。

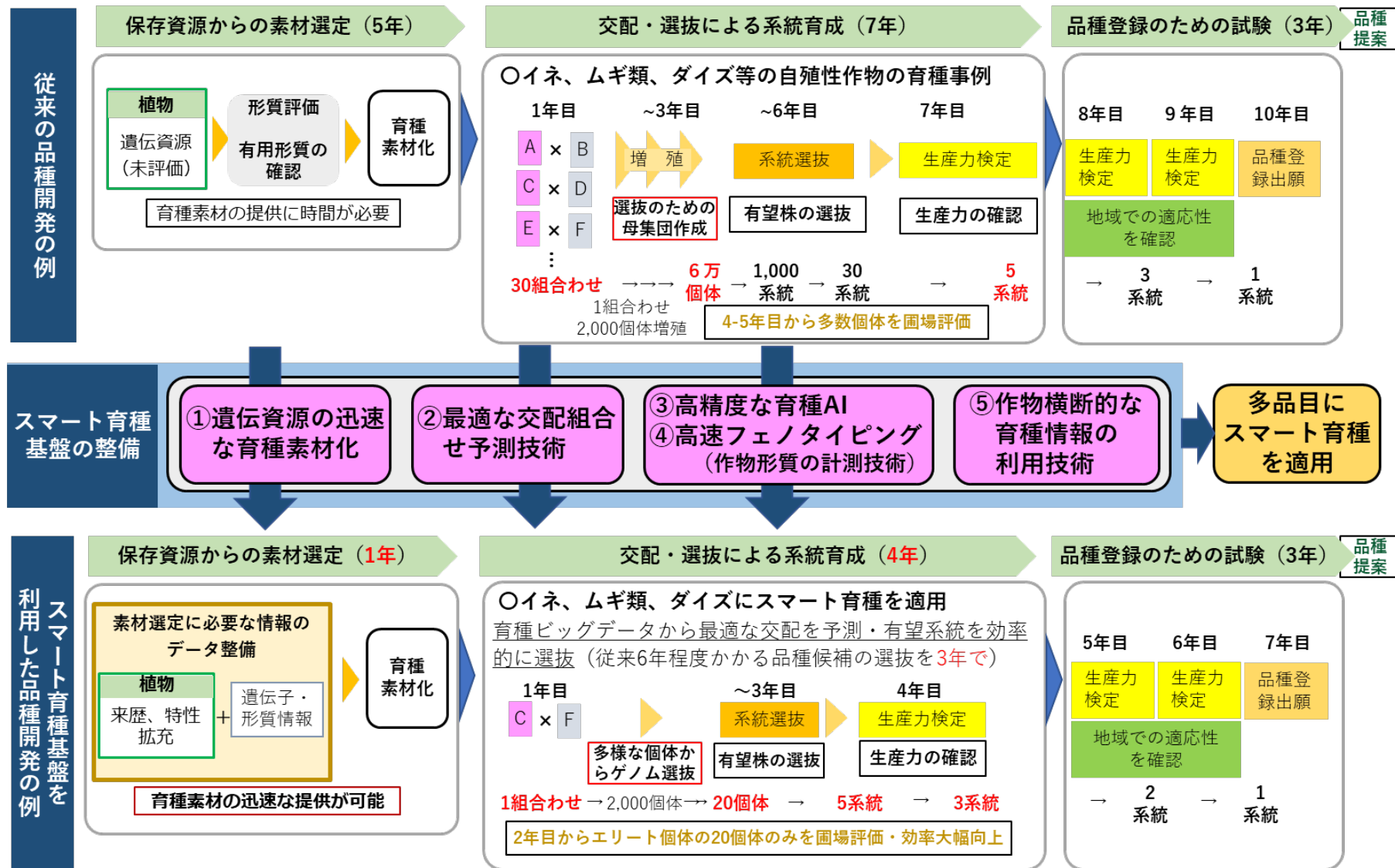
<2030年の姿>

単収の向上に加え、気候変動やスマート農業技術への対応に資する35品種を、
先端技術も活用して早期に育成・普及し、生産コストの低減を図る。

品種開発（「スマート育種基盤」による品種開発の迅速化）

○ AI 等を活用した育種の効率化技術である「スマート育種基盤」を強化・拡充し、食料安全保障に貢献する画期的な新品種を迅速に育成。

スマート育種基盤の目指す姿



技術体系の将来像と経営モデル（水稻・麦・大豆の2年3作）

- 今後開発・普及されるスマート農業技術等の活用を前提として実現し得る、**営農類型ごとの省力的な技術体系**の見通しとその際の**経営の姿**を提示。
- スマート農業技術の**導入コストの削減**を図るため、**農業支援サービス事業者**を通じたスマート農業技術の活用が期待できる作業（防除等の管理作業、データを活用した経営・生産管理等）についても明示。

2020年の姿

	耕耘・整地	育苗・移植・播種	管理（追肥・除草・防除）	収穫・運搬	乾燥・選別・出荷	経営
水稻		 乗用型田植機を用いた田植	 刈払機・動力噴霧機・乗用管理機等を用いた除草、病虫害防除		【委託】 	農地面積：15ha 労働時間：1,950hr（2名） 粗収益：2,068万円 経営費：1,667万円 所得：401万円
麦類						
大豆	乗用型トラクタによる耕耘、整地	 播種機を用いた播種	 	コンバインによる収穫	乾燥調製システム	

2030年の姿

	耕耘・整地	育苗・移植・播種	管理（追肥・除草・防除）	収穫・運搬	乾燥・選別・出荷	経営
水稻		 自動運転田植機（注1）	 水位センサー・自動給水装置（注3）		【委託】 	農地面積：30ha 労働時間：2,177hr（2名） 粗収益：4,555万円 経営費：3,457万円（*） 所得：1,098万円
麦類	自動走行トラクタ（有人・無人協調）	 自動操舵システムを活用した播種（注1）	 リモコン式除草機（畦畔等の除草）（注2）、（注3）  農薬・肥料散布ドローン（注2）、（注3）	自動運転コンバイン（注1）	乾燥調製システム	
大豆	データを活用した経営・生産管理（注2）、（注3） 					

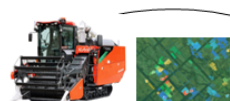
（注1）労働ピークに当たるため、規模拡大等に当たりサービス利用が期待される作業

（注2）経営規模、機械の稼働能力等によっては、サービス利用によるコスト削減が期待される作業

（注3）平場・中山間問わず効率的な活用が期待される作業

（*）本試算においては、自らが機械導入を行うものとして減価償却費を試算

2040年の姿

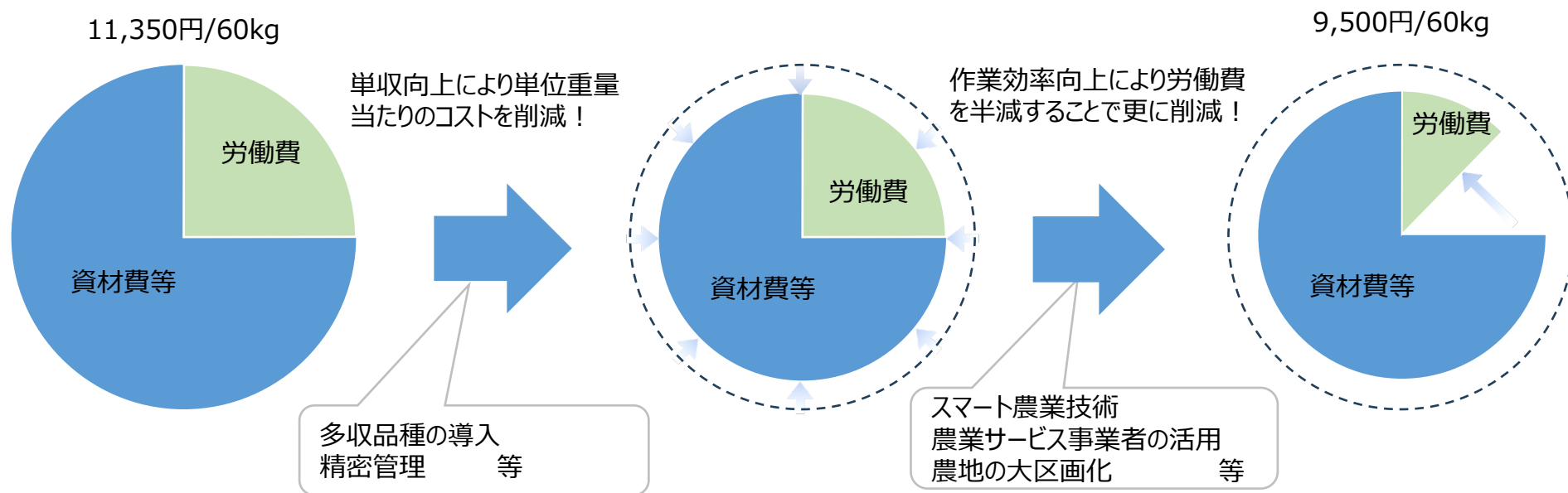
水稻	水稻は不耕起直播 の場合は不要 麦類・大豆は 不耕起栽培の場合 は不要		ドローンを 用いた直播		自動航行・農薬 の自動装填が 可能なドローン	 【委託】 コンバインと搬出・運搬トラック、乾燥調 製施設の連動
麦類			不耕起播種機の自動化		株間除草等も 可能な自律走 行型除草機	
大豆		データを活用した経営・生産管理				

※一部写真は北海道オープンデータより引用
※写真、イラストはイメージです

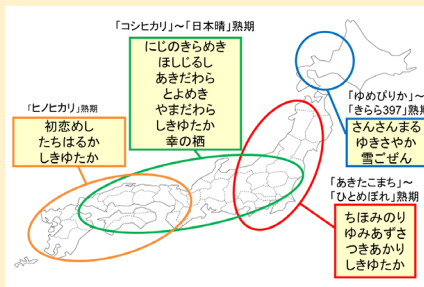
生産コストの低減（米）

- 規模拡大による生産コストの削減効果が表れている15ha以上の作付経営体において、更なる生産コストの削減に向け、**コスト全体を削減することが可能となる単収の向上が重要**。特に、**輸出や中食・外食ニーズへ対応するため、多収品種の導入は重要**。
- さらに、今後、一人あたりの経営面積の増加が見込まれることから、**農地の集積・集約、大区画化を進め、スマート農機に適したほ場整備を進めることにより、スマート農機の効果を最大限に発揮し、労働時間を大幅に削減**。

【15ha以上の水稻作付経営体における60kgあたりの生産コスト削減のイメージ】



○ 多収品種

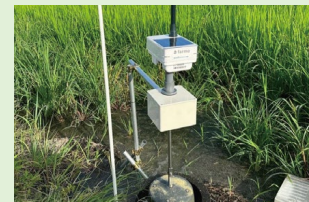


従来品種に比べ、単収が1～2割程度増加。
高温耐性や耐病性を備えた品種もあり、品種転換だけで大きく生産性が向上。

○ スマート農業技術



ドローンによる追肥作業等の省力化



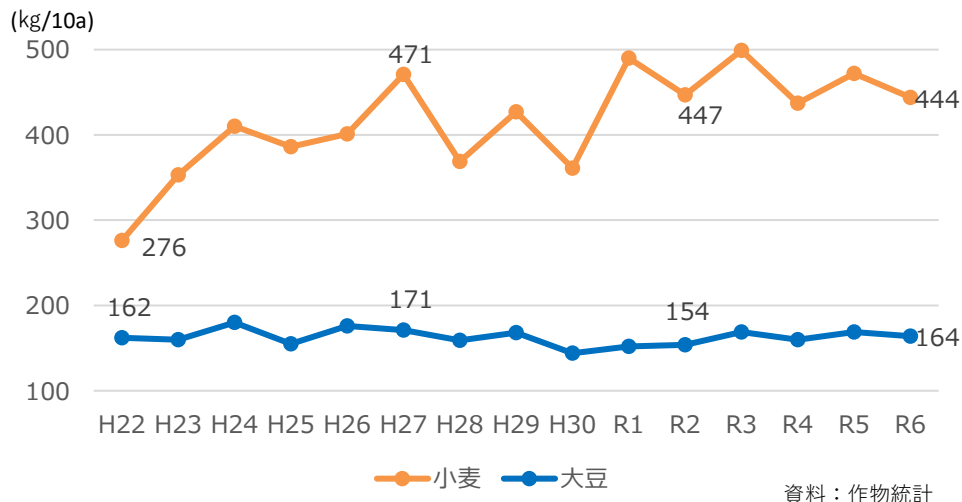
ほ場水管理システムによる見回り時間を削減

ほ場に出向かずとも適切な水管理や肥培管理作業が可能。
労働時間の大幅な削減が見込まれる。

生産コストの低減（麦、大豆）

- 麦、大豆については、排水対策等の基本技術や新品種の導入等が不十分で、実需者が求める**安定的な数量・品質を供給できていない地域も存在**。
- このような状況を踏まえ、麦、大豆の生産性向上に向けては、**排水対策等の基本技術の励行**に加え、**近年開発された多収性、耐病性等を有する新品種の普及が重要**。

○ 小麦・大豆の単収の推移



○ 水田麦・大豆における排水対策の実施状況の推移

	H14	R5
弾丸暗渠	75,961 ha (25.9%)	82,451 ha (26.6%)
心土破碎	29,938 ha (10.2%)	40,504 ha (13.1%)

資料：穀物課調べ（延べ面積）

○ 麦・大豆の主な作付品種（R5）

（麦）

品種	育成年次	作付比率
きたほなみ	H19	39.1%
ゆめちから	H20	9.2%
シロガネコムギ	S49	7.0%

（大豆）

品種	育成年次	作付比率
フクユタカ	S55	17.5%
ユキホマレ	H13	10.4%
里のほほえみ	H20	10.2%

資料：穀物課調べ

○ 排水対策等による単収向上

- ・ 水田転換畑では耕盤層や土壌物理性により排水不良となり、湿害が発生
- ・ 湿害は麦・大豆の単収・品質の低下要因



各圃場の条件に応じて、**基盤整備による排水対策**や**弾丸暗渠、心土破碎**などの排水対策を行うことが重要



営農排水対策を実施した圃場（左）と未実施の圃場（右）

○ 普及が期待される新品種

大豆「そらシリーズ」

【主な特性】

- ・ 既存品種より**21～68%多収**
- ・ 難裂莢性をもちコンバイン収穫でもロスが少ない
- ・ 葉焼病抵抗性、豆腐加工適性を持つ

【今後の普及見通し等】

- ・ **令和6年に20県以上で奨励品種決定試験（予備試験含む）を実施**

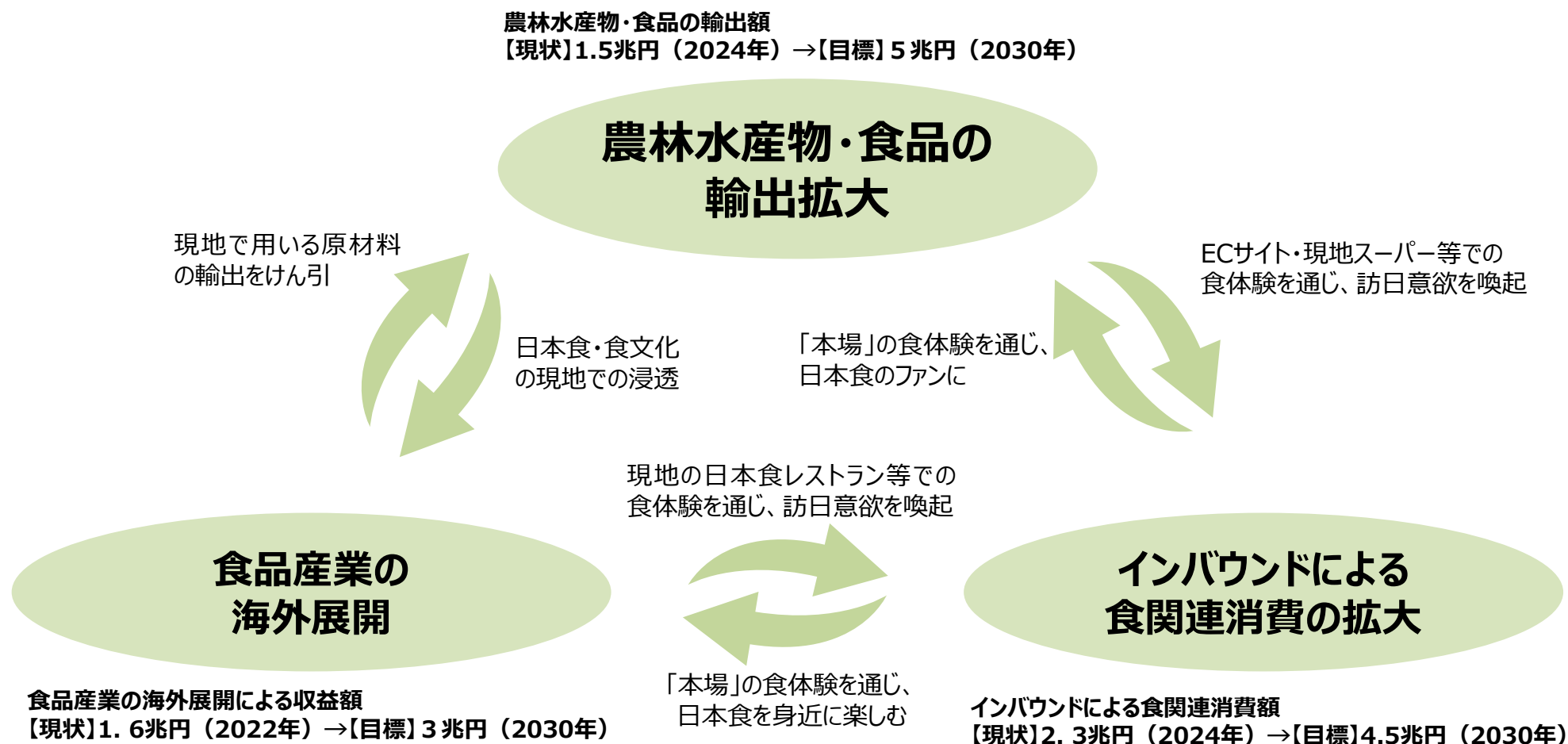


3. 輸出の促進

(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)

輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

- 国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、食料供給能力を確保（世界の食市場の規模：約900兆円（2020年）→約1,500兆円（2030年）→約1,800兆円（2040年））
- 輸出拡大の加速化とともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を連携して進め、各施策の相乗効果を通じて、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化



農林水産物・食品の輸出の促進

- 農林水産物・食品の輸出促進に当たっては、**海外需要の拡大に向けた取組**と**供給力の向上に向けた取組**を車の両輪として実施するとともに、国内外一貫した**戦略的サプライチェーンの構築**や、**ジャパンブランドの構築**等による**高付加価値化**が重要

海外需要の拡大

現状・課題

- ・ 海外主要都市の日系商流へのアプローチだけでは需要拡大の効果は限定的
- ・ 輸出先が特定の国・地域に過度に偏ることのリスクが顕在化

施策

- ✓ 認定品目団体、JETRO、JFOODO等の連携の下、現地系の大手スーパー、未開拓の有望エリア等の**新市場を開拓**
- ✓ ジャパンブランドの構築による**高付加価値化**を推進

【取組事例（米国）】

JETROの商談会を契機に、米国現地の富裕層向け大型総合スーパーが、寿司用に日本産米の取扱いを開始



- ✓ 実行計画に基づき、輸出解禁や、輸出条件の緩和等に向けた**協議を戦略的に実施**

車の両輪で実施

供給力の向上

現状・課題

- ・ マーケットインの発想で輸出先国・地域の規制・ニーズに対応し、安定的・継続的に輸出に取り組む産地・拠点の形成が重要

施策

- ✓ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による**輸出事業者のコミュニティ活用**等を通じて、輸出に意欲的に取り組む農林漁業者・食品事業者の増加を促進
- ✓ 海外の規制やニーズに対応して継続的に**輸出に取り組む産地（フラッグシップ輸出産地）の拡大・発展**を後押し

【フラッグシップ産地の例（宮崎：みかん輸出コンソーシアム）】

- ・ 栽培暦の作り直しや残留農薬検査の実施により、残留農薬規制に対応し、台湾に温州みかんを輸出



- ・ 熊本、佐賀、和歌山等他県と連携し、ロット及び輸出期間を拡大

国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築

現状・課題

- ・ 販路開拓と併せて、ニーズに応じた製品の供給のために、生産・流通の徹底的な改革を一体的に行う必要

施策

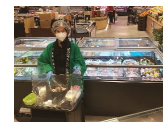
- ✓ 高品質な日本産品を海外消費者まで届けられるよう、低コスト化や有機等への**生産体系の転換、集出荷体制の構築、コールドチェーン確保**等による国内外の流通体系の構築等を推進



現地ニーズに対応するための輸出産地・事業者の連携（複数品目、複数産地の共同出荷）



機器導入を通じたコールドチェーンの確立



現地消費者向けのプロモーション

輸出品目ごとの主な対応方向

- **品目ごとの課題**に対応し、農林水産物・食品の2030年輸出額目標である**5兆円**（2024年実績：1.5兆円）を目指す。
 - **具体的な輸出戦略**については、様々な輸出環境の変化も踏まえつつ、品目別、国・地域別に定めていく。

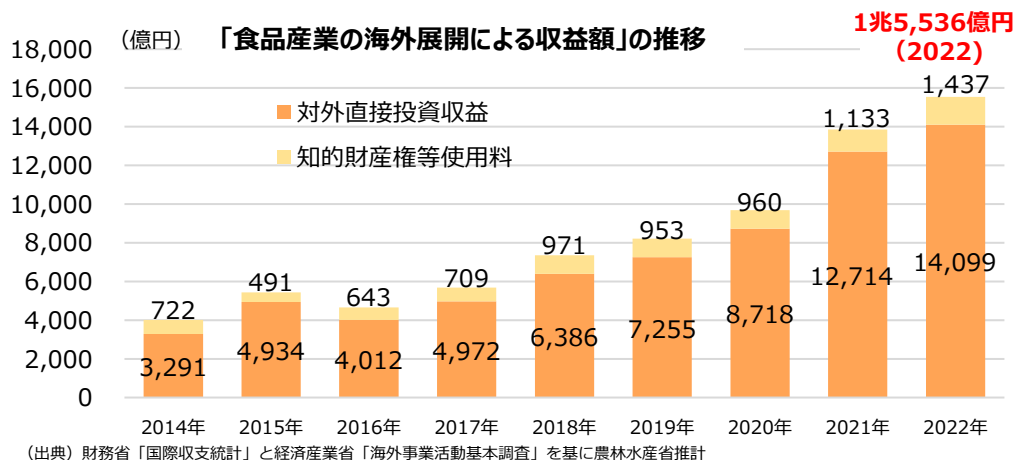
品目	2024年輸出額	2030年輸出目標	品目ごとの主な対応方向
牛肉	648億円	1,132億円	・輸出先国・地域との 輸出解禁等の協議 、ロインと併せて、カット技術の普及等を通じた モモ、カタ等の部位 の輸出需要拡大 ・ 輸出対応型施設の整備・機能強化 による輸出先国・地域ニーズへの対応
牛乳乳製品	305億円	883億円	・ ロングライフ牛乳 等の海外のニーズに合った生産、新たな商流構築の推進 ・付加価値を付けた牛乳乳製品や菓子向け等の加工品の 販路開拓・価値の訴求、加工施設の整備 等の推進
りんご	201億円	279億円	・園地の 集積・集約化 や 基盤整備 、 省力樹形 の導入、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入等の推進 ・ 防除暦の見直し など輸出先国・地域の規制やニーズに対応する 産地育成の推進
いちご	54億円	253億円	・ 長距離輸送にも耐え得る品種 の生産量の増加や、輸出先国・地域の 残留農薬基準に適合 する防除方法の普及（防除暦の見直し）
米・パックご飯・米粉及び米粉製品	136億円	922億円	・農地の 集積・集約化、大区画化 、多収性品種やスマート農業技術の活用等を通じた 生産コストの低減 ・輸出先の求める 調達基準に対応できる精米施設・貯蔵施設 の充実や 衛生基準に適合したパックご飯の製造能力 の向上 ・ 中国への精米の輸出拡大 に向けた 協議の推進
茶	364億円	810億円	・需要が見込まれる 有機栽培茶 や抹茶原料の てん茶生産 拡大に向けた生産・加工体系の転換、スマート農業技術の開発・導入等の推進 ・輸出先国・地域での 残留農薬基準値（インポートトレランス）の設定 の推進
清酒(日本酒)	435億円	760億円	・輸出先国・地域の 多角化、取引継続化 を意識した 販路開拓、現地流通における適正な品質管理 等の推進
ぶり	414億円	736億円	・ICTの活用、省人化・省力化技術の導入等による生産性の向上 ・ 人工種苗の増産、育種技術 や 低魚粉飼料 等の 開発、新たな養殖漁場の拡大、民間認証の取得 等の推進 ・ 中国による輸入規制 の早期撤廃に向けた 協議の推進
ホタテ貝	695億円	1,150億円	・省人化・省力化技術の導入等による国内加工体制の強化 ・中国の代替加工先の確保、輸出先の多角化に向けた HACCP等の認定加工施設の整備 や 民間認証の取得 等の推進 ・ 中国による輸入規制 の早期撤廃に向けた 協議の推進

食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大

- 食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大は、それ自体「稼ぐ力」の強化につながるとともに、日本食・食文化の普及等を通じて輸出拡大との相乗効果が期待。
- 経済産業省や観光庁等の関係省庁との連携の下、海外市場や事業者の様々なニーズを踏まえながら、海外現地での体制強化など、施策を具体化。

食品産業の海外展開

【目標】食品産業の海外展開による収益額 3 兆円（2030年）



【取組事例（おむすび販売店）】

- ・2011年におむすび専門店を香港でオープン
- ・2023年に現地学校で食育を開始し、おむすび文化を普及
- ・香港内に150店舗以上展開、日本産米を年間 2 千トン使用
- ・将来的には、世界中に 1 万店出店、年間日本産米使用量 14万トン（1日のおむすび生産量1,000万個(最大)）を計画

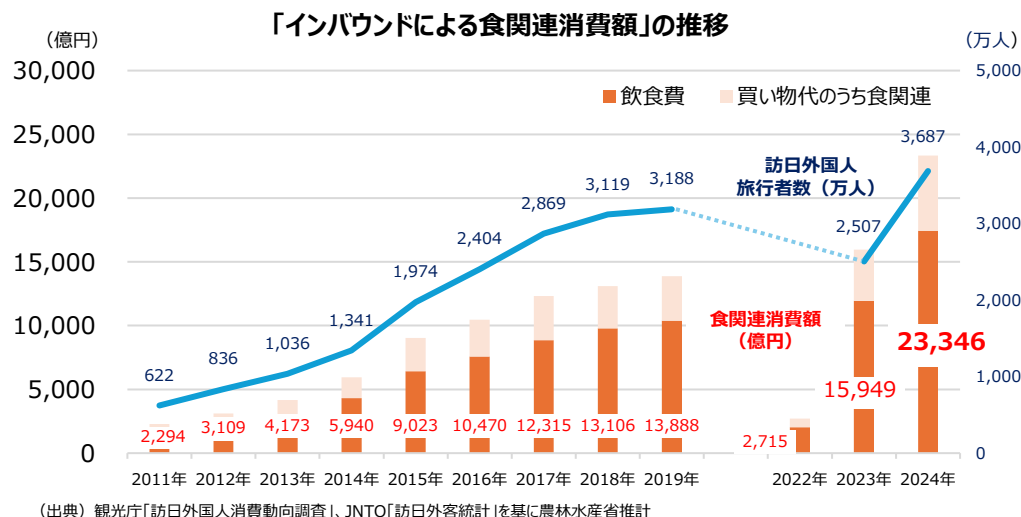
施 策

経産省、JETRO等と連携し、以下の取組を始め、施策を強化

- ・グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会の枠組みの下で行われるセミナー等を通じた支援施策や海外市場・規制の動向、優良事例の情報提供
- ・海外現地での物流・商流構築に係る投資案件の形成に向けた支援や制度資金の活用促進
- ・現地の法務・税務等に通じたサポート等、輸出支援プラットフォームを活用した海外現地での支援体制の強化

インバウンドによる食関連消費の拡大

【目標】インバウンドによる食関連消費額 4.5兆円（2030年）



施 策

観光庁、JNTO、JFOODO等と連携し、以下の取組を始め、施策を強化

- ・地域の食や景観などの資源を活かした農泊の推進、地域の食文化等の魅力の海外発信による農村へのインバウンドの誘客
- ・日本食プロモーションに当たり、GI製品の更なる活用等を通じ国内産地の観光面の魅力も一体的に発信するなど、輸出施策と観光施策の相互連携



訪日意欲を喚起する情報発信
(日本政府観光局 (JNTO))



宿泊・食・体験を
楽しむ農泊
(農水省)



ガストロノミーツーリズム
(観光庁)



酒蔵ツーリズム
(国税庁)

品種のグローバル展開

- 我が国優良品種について、**戦略的な保護・活用により海外からの我が国農業の「稼ぎ」を拡げていくとともに、「稼ぎ」の源泉たる競争力の高い新品種の開発投資と現場への導入**につなげていく必要。

⇒ **海外から稼ぎ、国内農業振興に還元**する枠組の整備、優良品種の**海外流出・無断栽培の抑止**、マーケットインの品種の開発・再評価を推進。

戦略的な海外ライセンスの推進

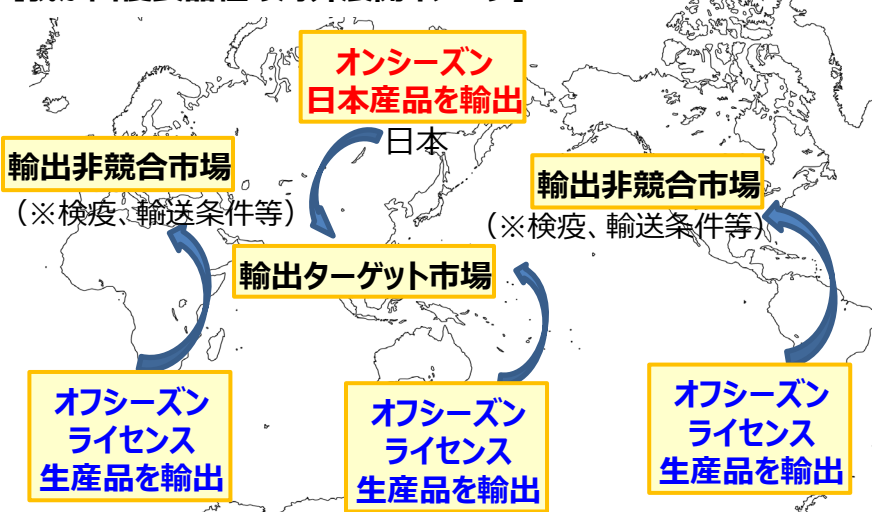
【目指す姿】

優良な品種を戦略的にライセンスし、

- ①日本の生産オフシーズンに海外ライセンス生産を行い、ターゲット市場における**ジャパンブランドの周年供給**が可能な体制を構築し、農業者の**直接的な「稼ぎ」**につなげるとともに、
- ②海外からロイヤルティを得て**競争力のある新品種の開発と現場導入**を進めることで、農業者の**将来的な「稼ぎ」**につなげる。

⇒ これらを担う**育成者権管理機関の早期立上げ・事業化を推進**

【我が国優良品種の海外展開イメージ】



優良品種の海外流出・無断栽培の抑止

○ 関係者の知財意識の向上

- 種苗業者等国内関係者の**知財意識向上に向けた知財教育**を進めるとともに、専門家によるサポートの充実を推進

○ 流出抑止に向けた国内管理

- 農業者のみが苗木を取り扱うような許諾管理のあり方等の指針の作成
- 苗木のリース方式の活用や苗木のシステム管理による**流出抑止とブランド管理**
- 侵害行為に対する育成者権の行使の実効性の向上など**育成者のメリット・権利の強化**、DNA品種識別技術を活用しやすい環境の整備
- オンライン取引の増大等**新たな流出リスクへの対応**の推進

○ 海外における権利保護

- **海外出願の考え方や基準の整備**
- 品種の流出リスクが高い国における監視・侵害対応を許諾先に担わせることを目的とした**防衛的な海外ライセンス**に向けた条件整備

マーケットインの品種の開発・再評価

- 短期的には、国内未利用品種の再評価により、海外で稼げる価値・特性を有する品種の発掘を推進
- 中期的には、国内未利用品種の再評価の取組の充実を図るとともに、海外市場を見据えた育種に向けたマーケティングや育種目標の設定を推進

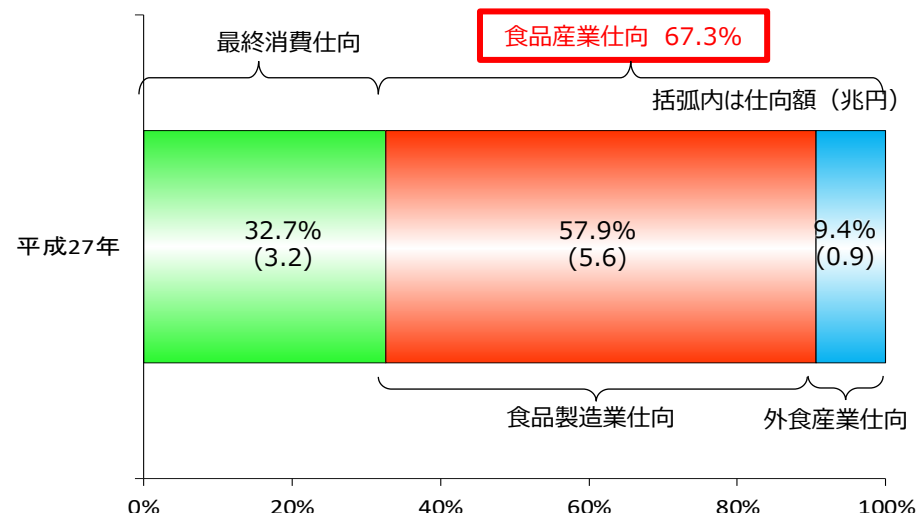
4. 国民一人一人の食料安全保障

・ 持続的な食料システム

食品産業の持続的な発展

- 食料システムにおいて、**食品産業は、農業者と消費者の間に位置し、国民への食料の安定供給**はもとより、**取引関係にある農業者の所得向上や、地域経済の維持・発展**を図る上でも重要な役割を担っている。
- こうした**食品産業の持続的な発展**に向け、国産農産物の利用や流通の合理化等、**食品等事業者等による生産性向上や付加価値向上の取組を促進**。

○ 国産食用農林水産物の用途別仕向割合



○ 地域の雇用と経済に占める食品製造業の地位

	各都道府県の全製造業における食品製造業の従業員のシェア	各都道府県の全製造業における食品製造業の出荷額のシェア
全国	全国平均 : 15.9%	全国平均 : 11.6%
1位	沖縄県 : 52.7%	鹿児島県 : 53.2%
2位	北海道 : 47.1%	沖縄県 : 52.8%
3位	鹿児島県 : 42.5%	北海道 : 41.1%
4位	青森県 : 30.4%	宮崎県 : 33.6%
5位	宮崎県 : 30.2%	青森県 : 33.5%

○ 食品等事業者等による生産性向上や付加価値向上の取組

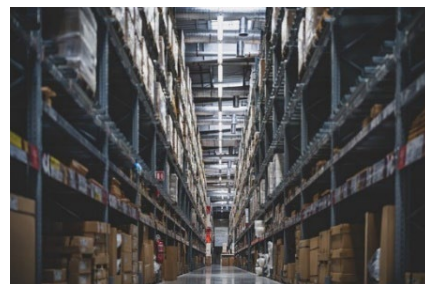
農林漁業者との安定的な取引関係の確立

例) 製造事業者が、国産サツマイモの調達増加に対応するため、生産地の近くに1次加工施設等を整備



流通の合理化

例) 小売事業者が野菜等の集配送を内製化するためドライセンターを新設



環境負荷低減等の促進

例) 製造事業者がフライヤーをガス式からIH式に変更、温室効果ガス排出削減に貢献



消費者の選択への寄与

例) 小売事業者が、環境に配慮した食品等の背景にある生産者の取組や産地の情報等を動画でPRする、ディスプレイ、電子ポップを売り場やショッピングカート等に導入

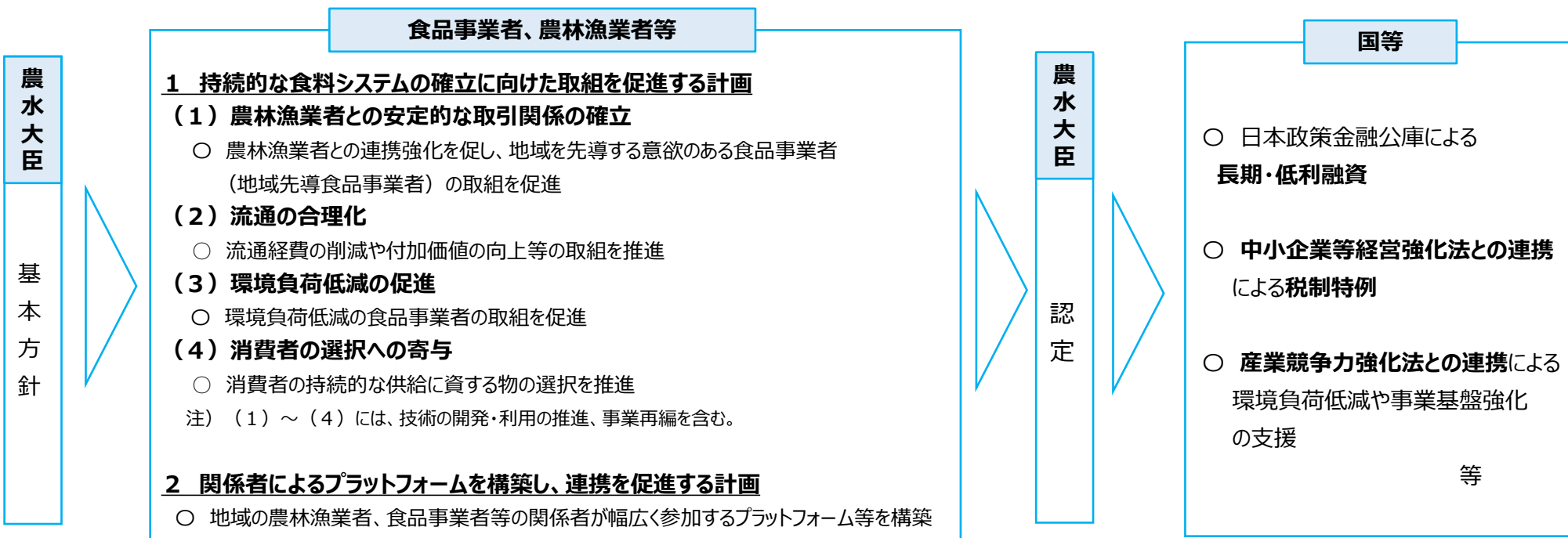


食品産業の持続的な発展

○ 持続的な食料システムの確立に向けて、次の施策を法制化。

- ① 国が策定する基本方針に即し、**食品等事業者等が計画を策定**。農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を実施。
- ② 国等は、こうした取組を、金融融資・税制特例等により**総合的に支援**。

【食品産業の持続的な発展に向けた新たな計画制度】

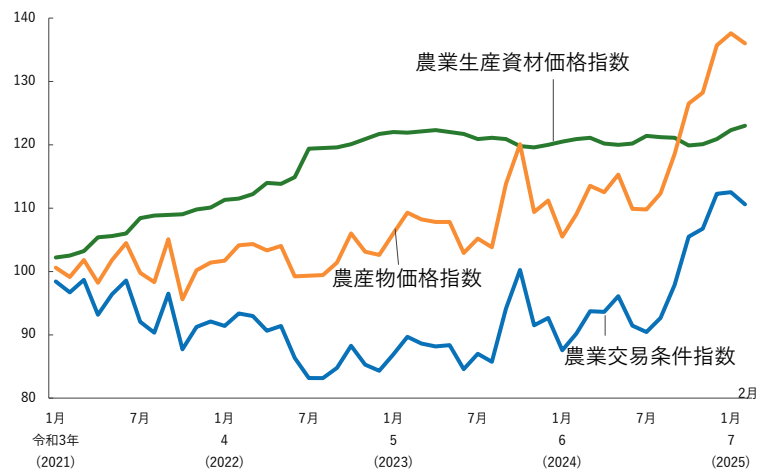


合理的な価格形成

- 食料の合理的な価格形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、食料システムの関係者により合理的な費用が考慮されることが必要。
- 生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法案を本通常国会に提出。

○農業生産資材及び農産物の価格指数と農業交易条件指数

- ・農業生産資材価格指数は、2021年以降、肥料や飼料等の価格高騰により上昇し、2023年以降は横ばい傾向で高止まり
- ・一方、農産物価格指数は、2021年以降、ほぼ横ばいで推移していたが、2024年後半以降、米や野菜等の価格が大きく上昇したことを受け、農業交易条件指数とともに急上昇



資料：農林水産省「農産物価統計調査」

注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値

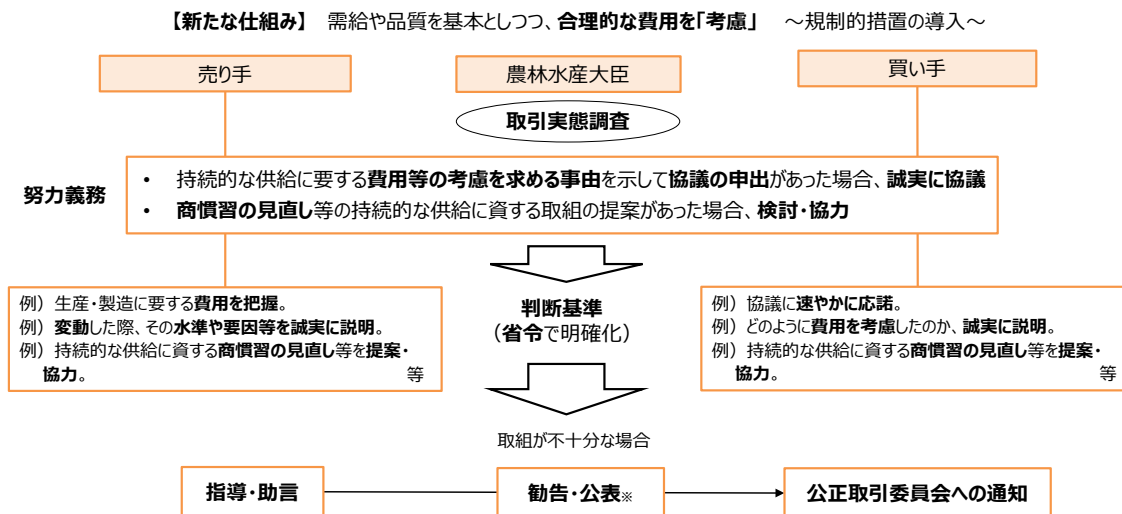
2) 令和6(2024)、7(2025)年は概数値

3) 農業交易条件指数=農産物価格指数÷農業生産資材価格指数×100

4) 農業交易条件指数は令和2(2020)年の平均値を100とした各年各月の数値から算出

○取引の適正化のための具体的措置

- ・費用を考慮した価格形成を図るため、
- ・売り手と買い手の努力義務の措置と努力義務についての行動規範の策定
- ・取組が不十分な場合、農林水産大臣による、指導・助言、勧告・公表（公正取引委員会への通知）
- ・取引において、通常、費用について認識しにくい品目の指定、コスト指標作成団体の認定



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。

食品アクセスの確保

- 経済的・物理的理由により十分な食料を入手できない者の割合が増加していると考えられる中で、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健全な食生活を享受できるようにすることが必要。
- このため、地域の関係者が連携した多様な食料提供に取り組む体制づくり、フードバンク・こども食堂等の機能強化、ラストワンマイル配送の取組強化を関係省庁が連携して推進。

経済的アクセス関係支援策

- 食料提供に資する体制づくり
 - ・ 地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり
 - ・ 孤独・孤立の予防等の観点から食料支援等を通じたつながりづくり
 - ・ フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた枠組みづくり 等
- フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援
 - ・ 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等支援
 - ・ フードバンク、こども食堂等の立上げ・機能強化支援
 - ・ 地方公共団体によるフードバンクに対する取組支援
 - ・ こども食堂・こども宅食等による食事の提供等を支援 等
- フードバンク、こども食堂等への食料提供
 - ・ 政府備蓄米のこども食堂等やフードバンクへの無償交付
 - ・ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供
- 食品アクセスの状況や対策事例等の発信
 - ・ 「円滑な食品アクセスの確保」ウェブサイトでの情報発信

物理的アクセス（買物困難者対策）関係支援策

- 移動販売等の拠点となる施設の整備
 - ・ 買物困難者に対する移動販売等により、地方創生に資する地域の交流拠点施設の整備を支援
- 店舗への交通手段の確保
 - ・ 過疎地域や中山間地域の交通、福祉等の集落機能等の維持を支援 等
- 移動販売等で店舗を届ける
 - ・ ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実装・導入支援
 - ・ 過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援 等
- 商品を届ける
 - ・ 過疎地域を含むラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援
 - ・ 自動配送ロボットの実証実験等を支援 等
- 食品アクセスの状況や対策事例等の発信
 - ・ 食品アクセス（買物困難者等）問題ポータルサイト等での情報提供
 - ・ 「デジ活」中山間地域への支援や買物弱者支援策をHPで紹介

○経済的アクセス関係支援策の例



フードバンク・こども食堂等の立上げ・機能強化支援



地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり

○物理的アクセス関係支援策の例



移動販売車の導入



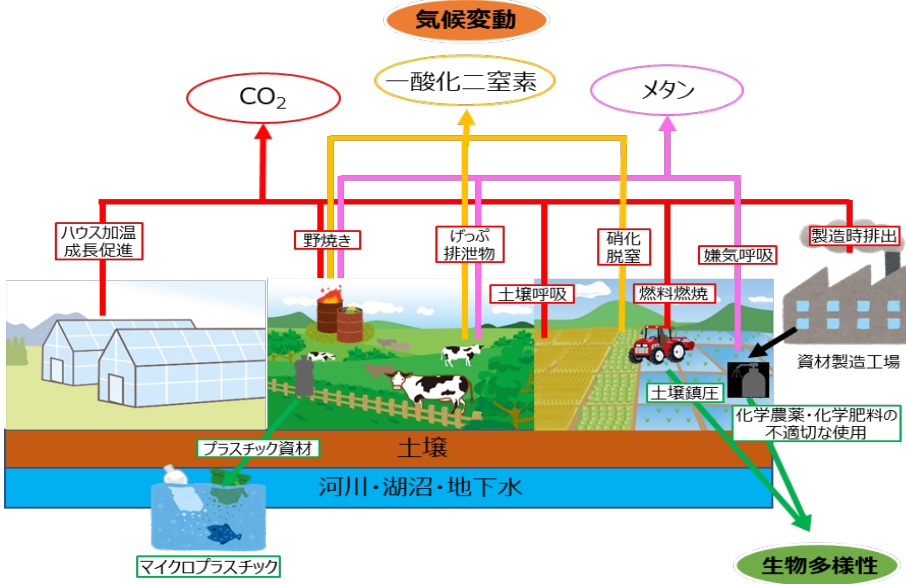
無人型店舗の設置

5. 環境と調和のとれた食料システムの確立 **・多面的機能の発揮**

環境と調和のとれた食料システムの確立

○ 食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、農業者、食品事業者、消費者等の食料システムの関係者の理解と相互連携の下、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全、地域資源の有効利用等に配慮した食料生産や、それら食料の流通・消費などを通じた、環境と調和のとれた食料システムの確立が必要。

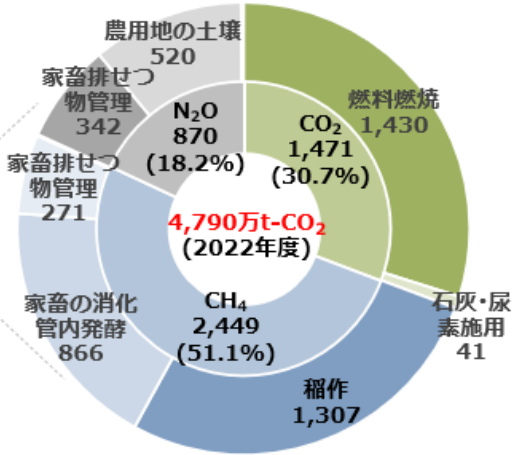
○農業生産活動と地球環境問題リスク



○日本の農林水産分野のGHG排出量

農林水産分野の排出量
4,790万t-CO₂ (4.2%)
(2022年度)

総排出量
11億3,500万t-CO₂
(2022年度)



地球環境問題リスクとして指摘されている事項

主な項目	気候変動・生物多様性への影響
施肥 (肥料)	- 作物に吸収されずに土壌に残る肥料成分由来の一酸化二窒素の発生 - 肥料の生産・調達に伴う化石燃料の使用 - 硝酸態窒素による水質悪化
防除 (農薬)	不適切な農薬の使用による生物多様性の損失
農業機械・加温施設等	- 化石燃料の使用による二酸化炭素の発生 - 農業機械作業による土壌の鎮圧
プラスチック資材等	- 廃棄段階での処理 - 製造段階における燃料燃焼 - マイクロプラスチックによる海洋生物等への影響 - 不適切な処理等による生態系の攪乱
家畜飼養	- 牛等反すう動物の消化管内発酵によるメタンの発生 - 家畜排せつ物処理に伴うメタン、一酸化二窒素の発生 - 硝酸態窒素による水質汚染
ほ場管理	- 水田土壌等からのメタンの発生 - 耕起による攪乱 - 土壌粒子の流亡等による水質汚濁、富栄養化

単位：万t-CO₂換算

* 温室効果は、CO₂に比べメタンで25倍、N₂Oでは298倍。

* 排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH₄・N₂Oが含まれているが、僅少であることから表記していない。このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

みどりGX推進プラン（仮称）の推進について

- 政府全体ではGXを経済成長につなげるGX2040ビジョンが策定され、2026年度からは温室効果ガスの排出枠取引制度（GX-ETS）も開始されることから、こうした民間投資の活力を農林水産分野にしっかりと取り込んで、**みどり戦略の実現に向けた気候変動対策の加速化や、関連産業の育成、地域経済の活性化**につなげていく必要がある。
- **温室効果ガスの排出削減、吸収源の機能強化、資源・エネルギーの地域循環**と併せて、気候変動による被害を回避・軽減するための**生産安定技術や高温耐性品種等の開発・普及**、GXの推進に資するスマート農業技術等の普及、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売等を行う**関連産業の育成**、これらへの**投資促進**も含めた「**みどりGX推進プラン（仮称）**」を今後策定。

みどりの食料システム戦略



戦略HP

農林水産省地球
温暖化対策計画

農林水産省気候
変動適応計画

GHG排出削減
パッケージ

みどりGX推進プラン（仮称）

- みどり戦略の実現に向けてGX関連の民間活力も取り込みつつ取組を加速するための短期計画（5年程度）
 - ・食料・農林水産業が取り組むべき気候変動緩和・適応策及び生物多様性の保全
 - ・それらに必要な品種・技術の開発普及
 - ・関連産業の育成・投資の促進に関する取組

民間投資の呼び込み

みどり戦略の実現に向けた気候変動対策の加速化、
関連産業の育成、地域経済の活性化

参考：国内外に展開可能なGHG排出削減に資する主な技術・取組等

・ GHG排出削減技術・取組

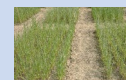
水田メタン排出削減

間断かんがい技術
中干し期間延長



施肥に伴うN₂O排出削減

生物的硝化抑制(BNI)
技術

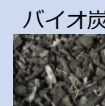


畜産由来の

メタン・N₂O排出削減

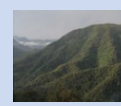
アミノ酸バランス改善飼料
バイパスアミノ酸
牛のげっぷ由来のメタンを
削減する飼料添加物

農地土壌の 炭素貯留の拡大



バイオ炭

森林減少・劣化由来のCO₂ 排出削減(REDD+*)・ 森林吸収源の増大



・ 品種・技術の開発普及

高温耐性を有する品種の開発・普及

- ・「にじのきらめき」等高温耐性品種（水稻）の作付の増加
- ・高温でも着色がよい品種の開発



にじのきらめき



紅みのり

・ 関連産業の育成・投資の促進

J-クレジット制度の活用

地域発スタートアップの技術を活用した
J-クレジット制度の拡大・発展

排出枠取引制度（GX-ETS）の開始

環境負荷低減の取組の「見える化」

環境負荷を低減して
生産された農産物の
加工・流通・販売
(みえるらべる)



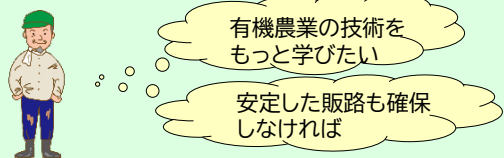
*REDD+;途上国での森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減等

有機農業の推進

- 輸入依存度の高い化学肥料を使用しない**有機農業**は、**生物多様性の保全**や**地球温暖化防止**等に寄与するだけでなく、**国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立**に資する。
- より多くの農業者が、有機農業に取り組みやすくするため、**個々の農業者の点の取組**から、**幅広い関係者と協力した面的な取組への展開**を進めていくことが重要。

点 の取組

2007年～
(有機推進法)



農業者グループで連携することで、情報の共有が可能になり、販路の拡大や流通の効率化が可能に。

生産・技術面の施策

民間の技術指導団体による指導

栽培技術の普及

- ・ 農業大学校等における有機の専門コース設置
- ・ 有機農業指導員の育成

販売・消費面の施策

販売・流通事業者とのマッチング

2021年～
(みどり戦略)

地域の住民や事業者、農業団体、地方公共団体と連携することで、地域ぐるみでの生産や消費の取組拡大が可能に。

みどり法に基づく特定区域の設定や地域計画の策定による、有機農業の団地化の推進

地域内での栽培技術の普及

- ・ オーガニックビレッジにおける産地の技術の普及
- ・ グリーンな栽培体系への転換サポート

地域内での流通・消費の拡大

- ・ オーガニックビレッジにおける学校給食等での利用やマルシェ等の開催
- ・ 産地と消費地が連携した取組への支援

オーガニックビレッジ 131市町村（～R6）

広域的な技術の体系化

- ・ 広く県域で有機農業の経営や技術の見える化を推進
- ・ 農研機構等による研究プロジェクトの推進
- ・ 両正条田植機等の革新的な技術の普及

直接的な支援の拡充

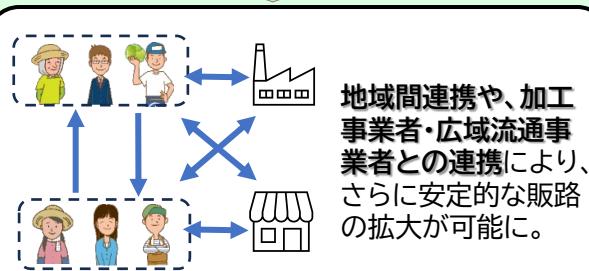
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金の拡充
- ・ 有機転換推進事業

広域的な流通・消費の拡大

- ・ 日本有機加工食品コンソーシアムの設立
- ・ 加工流通施設整備への支援
- ・ 有機農産物の輸出の拡大
- ・ 流通の効率化に向けた実証
- ・ 有機農業の日 特別期間の実施
- ・ 公共調達における利用の推進

面 の取組

～2030年

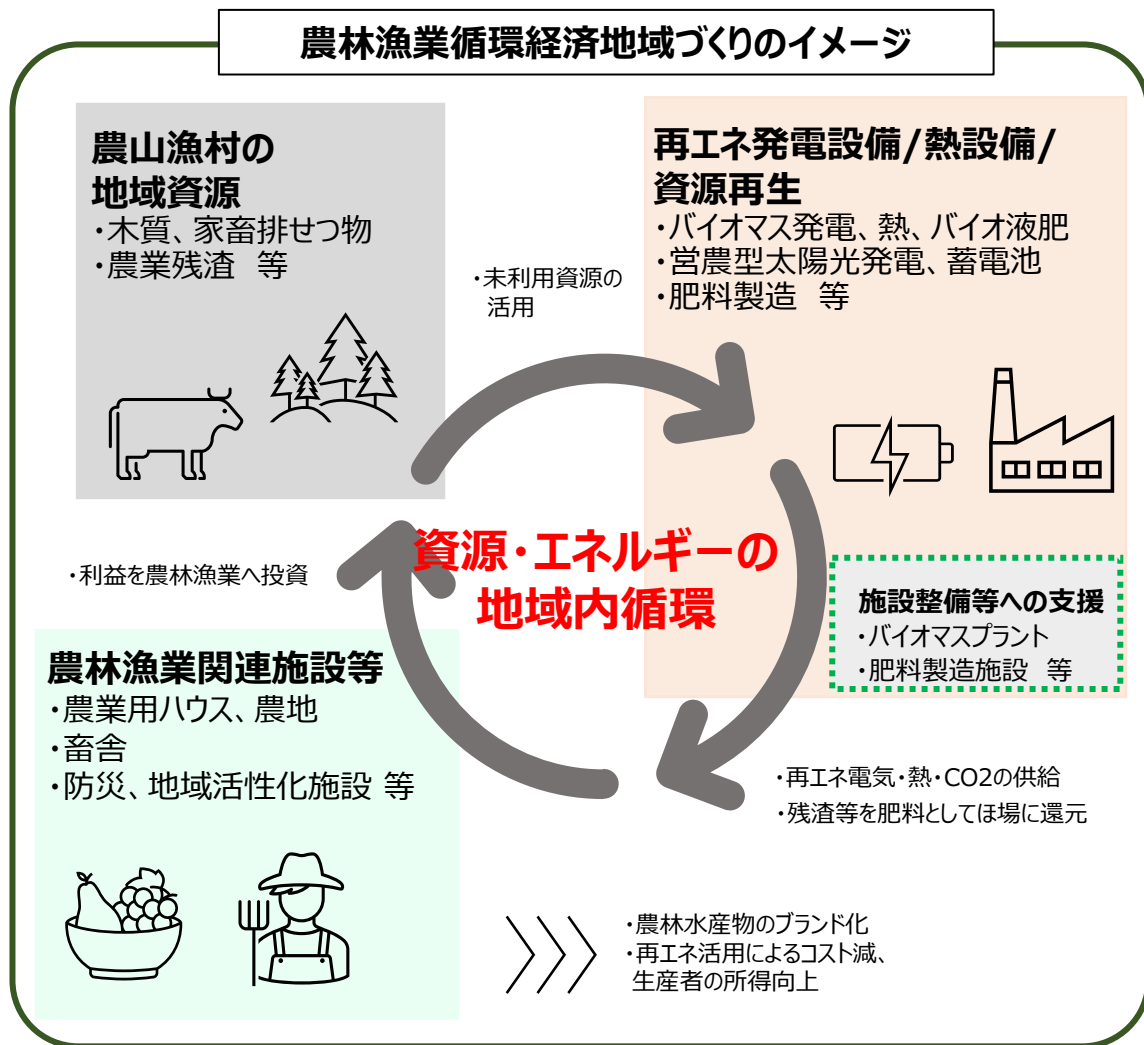


オーガニックビレッジを核に、幅広い関係者と協力し、広域で有機農業に取り組むエリアを創出

農林水産業・食品産業における循環経済に関する取組

- 「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）及び「みどりの食料システム法」（令和4年7月施行）に基づき、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの持続可能な食料システムを構築。
- 農林水産業に由来する未利用資源から肥料やエネルギー等を生産し、地域内で利用する「農林漁業循環経済地域づくり」を推進。

農林漁業循環経済地域づくりのイメージ



鶏糞ボイラーの電気・熱を 肥料製造等で活用し、農家へ還元

- 地域の家畜排せつ物（鶏ふん）を原料とした鶏糞燃焼発電ボイラーを整備
- 電気と熱は、肥料製造やレンダリング設備で使用し、製造した肥料や飼料原料を地域の畜産農家・耕種農家に還元



鶏糞燃焼発電ボイラー



にら栽培

バイオガス発電の熱・CO2を 農業用ハウスで活用

- 地域の家畜排せつ物や食品廃棄物等を原料としたバイオガス発電施設を整備
- 熱、CO2をトマトハウスで使用し、バイオ液肥は地域の耕種農家に還元



バイオガスプラント



ミニトマト栽培

多面的機能の発揮

- 農業の有する多面的機能の適切な維持・発揮のためには**地域資源の適切な保安全管理**や**農業生産活動の継続**が重要であることから、**多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度**により**地域の共同活動等**に対し支援しているところ。
- 一方、**人口減少・高齢化**に伴い、地域の共同活動等の継続が困難になることが懸念されていることから、**活動組織や集落協定の体制強化に向けた取組を推進**し、適切な保安全管理や農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図ることが必要。

地域資源の適切な保安全管理等の推進

○地域資源の適切な保安全管理の推進

多面的機能支払制度における活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進

・多様な人材の参画の推進

都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を促進



活動組織の構成員と建設企業の従業員による水路の泥上げ



活動組織と地域の学校の連携による生き物調査

・活動組織の広域化の推進

都道府県、市町村等の支援により、広域化を推進することで、集落の枠組みを超えて広域的に保安全管理活動を実施できる体制を構築

○環境負荷低減の取組の推進

長期中干しや冬期湛水等の環境負荷低減の取組を、多面的機能支払制度により地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進



長期中干し



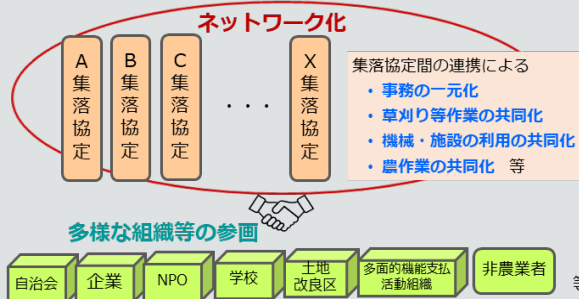
冬期湛水

中山間地域等における農業生産活動の継続

中山間地域等直接支払制度について、共同活動が継続できる体制づくりや農作業の省力化・効率化、棚田地域における振興活動等を推進

○共同活動が継続できる体制づくり

集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進することにより、共同活動が継続できる体制づくりを推進



担い手を核とした農作業の受託体制や共同作業体制の構築

○農作業の省力化・効率化

スマート農業技術の導入を推進することにより、農作業の省力化・効率化を推進



リモコン式自走草刈機の導入

○棚田地域における振興活動

認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を推進



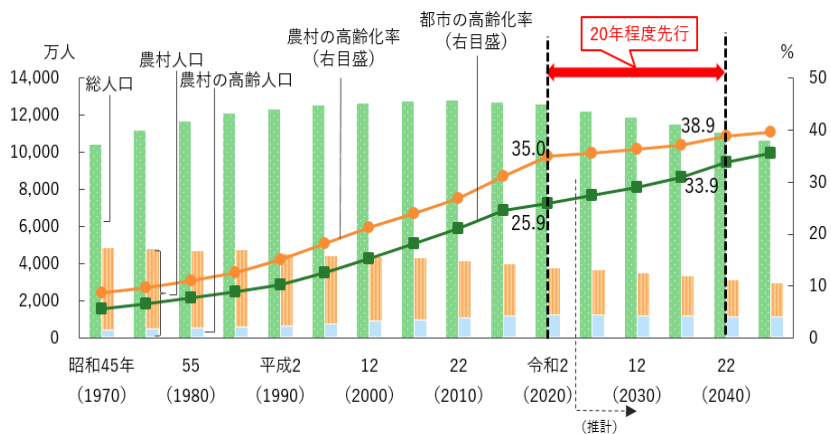
棚田の保全

6. 農村の振興

農村関係人口の拡大

- 農村においては、都市に先駆けて**人口減少・高齢化が進行**しており、**農業者が減少することによる食料安定供給への支障が懸念**。
- 農業者の減少に伴う**集落機能の低下**により、これまで農業者が共同で行ってきた**農業生産活動と一体不可分な草刈りや泥上げ等の活動が停滞し、農業生産活動に影響**することが懸念。農村内の**非農業者も、今後大幅な減少が見込まれることから、農村の地域社会の維持が困難**となる事態も懸念。
- このため、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（「**農村関係人口**」）の**拡大が重要**。

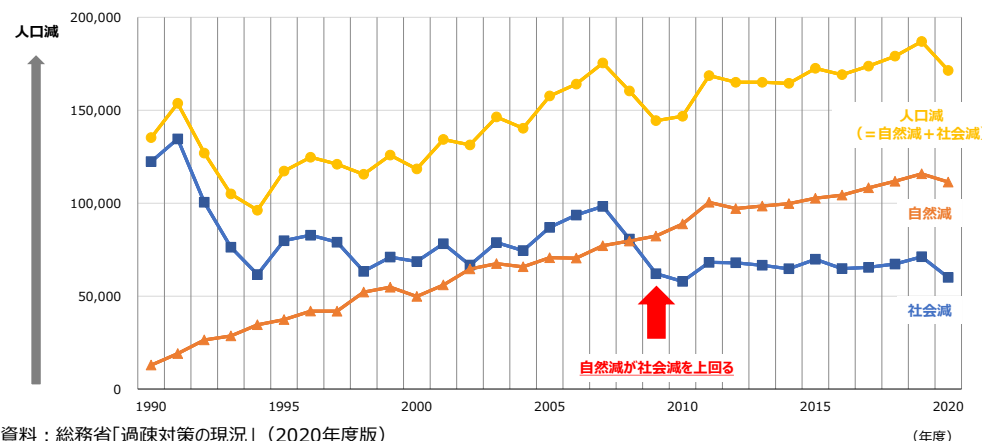
○農村・都市部の人口と高齢化率



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に農林水産省作成。

注：ここでは、国勢調査における人口集中地区（DID）を都市、それ以外を農村とした。
なお、高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

○過疎地域における人口減（社会減と自然減）の推移



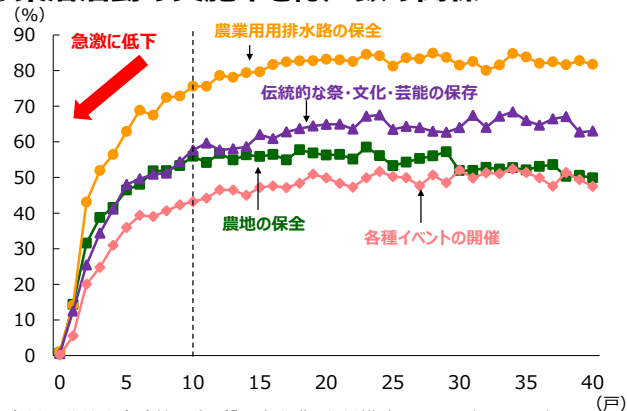
資料：総務省「過疎対策の現況」（2020年度版）

注1：過疎地域とは、下記①、②又は③の区域に該当するもの。（人口減少率、高齢者比率、若年者比率、財政力指数を指標としている。）

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「持続的発展法」という。）第2条第1項に規定する市町村又は第4条第1項により過疎地域とみなされる市町村の区域
- ②持続的発展法第3条第1項若しくは第2項又は第4条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）の規定により過疎地域とみなされる区域
- ③持続的発展法第4条第2項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域

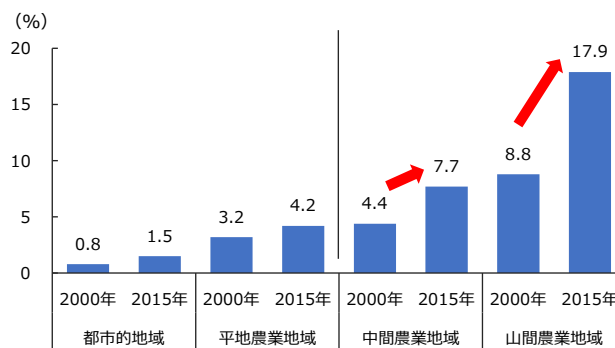
注2：データの取得ができない一部過疎地域を含まない

○集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

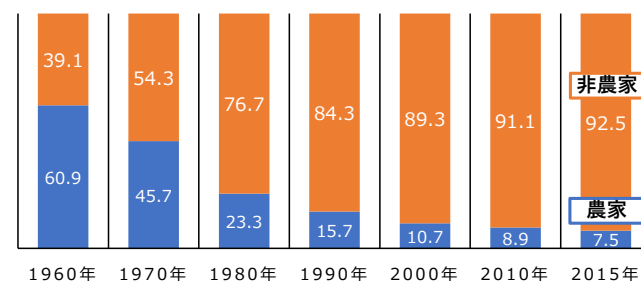
○総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、2000年は平成13年11月改定を使用、2015年は平成29年12月改定を使用。

○1農業集落当たりの農家数



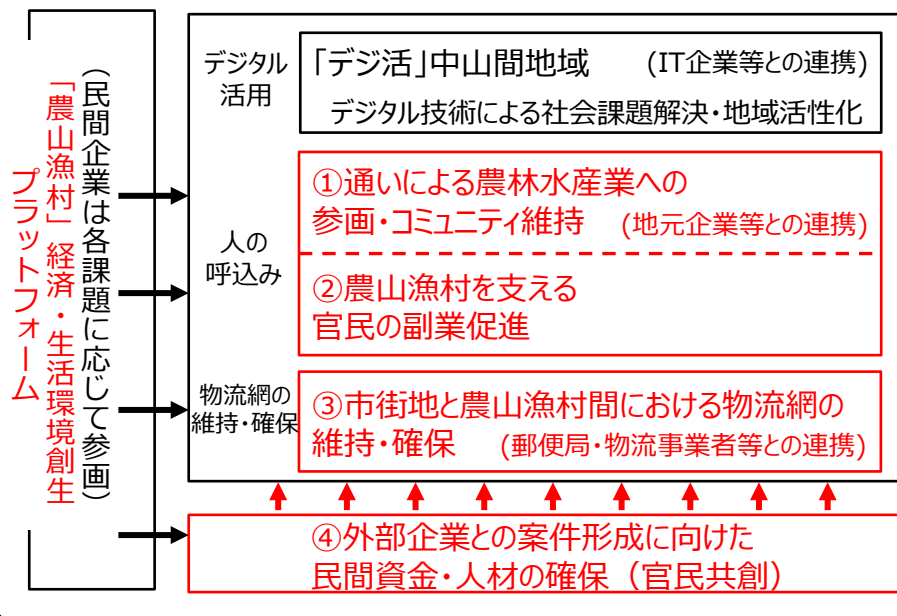
資料：農林水産省「農林業センサス」

多様な人材が農村に関わる機会の創出

- 農業者だけではなく、他産業・他地域の民間企業、地方公共団体及び関係省庁と連携し、官民共創の仕組みを活用しながら外部人材を巻き込み、異分野同士の「結合」により、地域にイノベーションを生み出し、地域の課題解決を目指す。

『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト

- 民間企業、教育機関、金融機関等の多くの関係者を巻き込み、現場での案件形成を図るため、『農山漁村』経済・生活環境創生プラットフォームを令和7年2月に創設し、地域と企業のマッチングや連携の在り方を議論
- 産官学金労言が集まる本プラットフォームを様々な関係者とのつながりや、農山漁村と地域金融機関、IT企業、観光業者、大都市のオフィスワーカー・企業、地域の食品産業と大学・スタートアップ企業等の「新結合」を生み出す場として活用



地域内だけでなく、地域外他産業や人材との新たな「結合」

農村 ×地域金融機関の例

地域金融機関が現場に入り
農村の課題と
民間企業をマッチング



熊本県でのマッチングイベントの様子
(肥後銀行がサポート)

農村 ×大都市のオフィスワーカー・企業の例

JR東日本社員の副業による
農業参入



JR東日本社員のさくらんぼ農家での
作業の様子

企業版ふるさと納税を活用した
援農ボランティアツアー
(アサヒビール、ニッカウヰスキー、JTB)



ツアー参加者による
りんごの収穫作業の様子

農村 ×IT企業の例

IT企業が開発した農作業
がリアルタイムで確認・自
動化できるツールで、農作
業を簡易に省力化



資料：エゾウィン株式会社

農村 ×観光業者の例

地域資源の価値や魅力を活
用して地元関係者と観光業
者等が協業



地元食材を活用した
高付加価値な料理



農村の暮らしを
体感する農泊

雪国ならではの
スノーアクティビティ

地域の食品産業 ×大学・スタートアップの例

スタートアップ企業が泡盛粕等
の地域の未利用資源を活用し、
独自の発酵技術により植物性う
まみ原料を生産



泡盛粕を発行させた
調味料の生産事例

経済面・生活面の取組

- 農村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組として、地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を更に推進することによる、付加価値のある内発型の新事業創出、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進や宿泊単価等の向上（高付加価値化）に資する農泊、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画とこれを通じた地域農業の振興を図る農福連携を推進。
- 生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組として、複数の集落協定や自治会などが連携し、農地の保全や生活を支える農村RMOの形成、立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進。

「経済面」の取組

多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

- 農林水産物に限らない多様な地域資源の活用や、農業者以外の多様な主体の参画を通じた付加価値の創出を図る取組を推進
- 農産物の加工・販売、農家レストランの経営等による6次産業化を推進



卵を加工したパンを
整備した施設で販売

農泊の推進

- 地域内外の関係者による実施体制を構築し、食、文化、歴史、景観など多様な地域資源を活用した観光コンテンツの開発やインターネット利用環境の整備等を推進
- インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた取組を推進（輸出拡大との相乗効果）



世界農業遺産認定地域での
ライフスタイル体験

農福連携の推進

- 障害者等が働きやすい環境の整備とともに、市町村、農業や福祉の関係者等が参画する地域協議会の拡大、ユニバーサル農園の普及・拡大等を推進
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、農福連携に関する専門人材の育成等を推進

「生活面」の取組

設立の流れ
(例)

高齢化・
人口減少

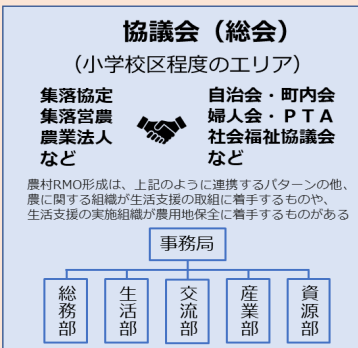
有志の
話し合い

危機感の
共有

地域住民
との共有

組織の設立・
活動の実施

農村型地域運営組織（農村RMO）



地域住民の
共有意識

実行機能

事業の実施



岡山県真庭市における農村RMOの事例

小学校廃校、郵便局廃止を背景に、農村RMOを結成。生活の質の向上、農産品・特産品の販売による収益の確保、耕作放棄地の再生等に取り組む。さらに高齢者の買い物等の支援としてデマンド交通による送迎を実施。

【取組内容】(農用地保全、地域資源活用)
・ラジコン草刈機の活用に向けた実証
・猟友会と連携した、鳥獣害対策
・地元農作物を用いた弁当等の販売
・最適な土地利用の検討



【取組内容】(買物支援)
・アンケートによる要望把握と
フィードバック
・キャッシュレス無人ストアの実証



【取組内容】(交通支援)
・貨客混載(農作物)による農作物等の
集荷体制の検討



中山間地域等の振興

- 中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、**農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策**を併せてパッケージとして一体的に実施する。

中山間地域等の農業を「支える」

○農業生産条件の不利の補正

中山間地域等直接支払制度について、

- ・集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進
- ・スマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化や棚田地域における振興活動等を推進



【農作業の共同化】



【リモコン式自走草刈機の導入】



【棚田の保全】

○集落機能の維持

- ・女性や若者などの多種多様な人材も巻き込んだ農村RMOの形成を推進
- ・中山間地域等の小規模集落向けに、農村RMOの立上げや活動充実の後押し、市町村・都道府県・関係府省庁と連携したサポート体制の構築を推進



【農用地の保全】



【地域資源の活用】



【生活支援】

○地域の土地利用構想の作成・実現

- ・地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成
- ・土地利用構想に基づく、省力化作物の栽培や放牧等の粗放的な利用を含めた、荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組を推進



【土地利用構想の策定】



【農用地保全の取組】



放牧

中山間地域等の農業で「稼ぐ」

○収益力向上の取組

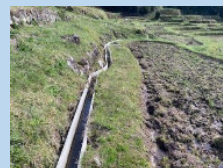
- ・地域特性を活かした高収益作物の導入、有機農業、複合経営の取組を支援
- ・各種支援事業の優先採択



【高収益作物の導入】

○地域の実情に応じた基盤整備

- ・農地、水利施設、生産・販売施設等の総合的な整備を支援
- ・地域の実情に応じた小規模基盤整備、農地へのアクセス向上のための農道整備、スマート技術に対応した基盤整備を支援



【土水路にU字溝を設置】

○スマート農業技術の活用促進

- ・多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給の促進
- ・農業支援サービス事業者の育成・確保等



【サービス事業者による、自動飛行によるドローン防除】

○農産物の付加価値の向上

- ・地域の特色を活かした農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等を支援
- ・流通・販売事業者とのマッチング等、販路開拓の取組を支援



【農林水産物を利用した新商品開発】

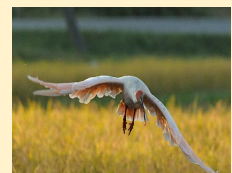
「関わる」関係人口を拡大

○棚田・農業遺産の魅力発信

- ・棚田や農業遺産について、地域住民、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進
- ・これらを契機とした、地域内外の多様な主体との協働を生み出し広げる取組を推進



【棚田における地域活動（千葉県大山千枚田）】



【トキと共生する佐渡の里山（新潟県佐渡市）】

○農業体験の推進

- ・都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進



【農業体験会の開催】

鳥獣被害対策

- 捕獲従事者の高齢化等により対策が十分にできていない地域も見られる中で、今後はより効果的・効率的な対策の普及が必要。このため、スマート鳥獣害対策、有害捕獲におけるPDCAの実践、広域的な侵入防止柵の整備と地域全体での点検活動、高度専門人材の育成等を推進するとともに、被害が大きく増加している市町村等に対する伴走支援を実施。
- 捕獲した鳥獣のジビエ利用について利用量は増加しているが、利用率注は全国平均で1割程度と低い状況。このため、衛生管理の知識・技術を有するジビエハンターの育成や、地形や捕獲状況等に応じた処理加工施設等の整備、観光等付加価値の高い分野と組み合わせた新たな需要喚起等、捕獲から消費の各段階での対策を推進。

注：捕獲個体のうちジビエとして処理加工施設で解体処理された個体の割合

鳥獣被害防止対策の推進

ジビエ利用の拡大

(主な課題)

【個体群管理（捕獲）】

- 捕獲従事者の高齢化
- 被害状況等を踏まえた捕獲活動への重点化

【その他】

- データの活用や効果的な対策を企画できる人材の不足

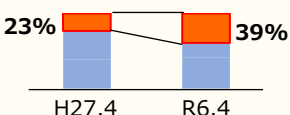
【侵入防止対策】

- 柵の設置や管理が適切になされていない場合がある
- 今後さらに管理のための人手は不足

(鳥獣被害対策実施隊員のうち70歳以上の者の割合)

【生息環境管理】

- 農作物残さの放置等により鳥獣を引き寄せている場合がある。



(主な課題)

【捕獲】

- 地理的制約等で施設への捕獲個体の搬入割合が少ない
- 捕獲者において衛生の認識が不足している場合がある。

【処理加工】

- 地域により施設が不足
- 多くの施設は経営が不安定で、解体人材も確保難
- 利用しにくい個体・部位の廃棄負担大きい

【流通・消費】

- 付加価値向上が課題
- 飲食店以外での取扱も増やす必要
- ペットフード向けは、品質確保が課題

(対策の方向性)

【スマート鳥獣害対策】

- わなの見回り負担の軽減や捕獲を強化すべき地点の特定等の先導的なスマート鳥獣害対策の普及



わな監視システム



捕獲確認アプリ

【個体群管理（捕獲）】

- 農地周辺での有害捕獲におけるPDCAの実践による、被害軽減につながる捕獲の強化
- 農地周辺の林地等における、都道府県が中心となった広域的な捕獲活動

【侵入防止対策】

- 集落単位等での侵入防止柵の広域的な整備
- 集落全体での柵の点検活動の徹底

【生息環境管理】

- 市町村等による農家や住民に対する継続的な啓発と効果的実施

【人材育成・確保】

- 鳥獣被害対策実施隊の維持・強化等
- 専門人材の育成・確保と実施隊等への配置の促進

【その他】

- 被害が大きく増加している市町村等への伴走支援

鳥獣被害の防止

(対策の方向性)

【捕獲】

- 衛生管理の知識・技術を有するジビエハンターの育成強化による捕獲個体の施設への搬入推進



ジビエハンター



移動式解体処理車

【処理加工】

- 地形等に応じて処理加工施設、移動式解体処理車等の整備
- 処理加工人材の安定確保
- 未利用個体・部位のペットフード等への有効利用や減容化処理



処理加工施設



ペットフード
(シカ肉ジャーキー)

【流通・消費】

- 観光等付加価値の高い分野と組み合わせた需要喚起
- 加工・製造・販売・流通事業者の連携
- ガイドラインの提示等による食品やペットフード利用に係る衛生管理高度化



狩猟体験ツアー

ジビエ利用の拡大

7. 食料システムの関係者間の連携

食料システムの関係者間の連携

- 合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業に向けたインフラ保全、輸出の促進等、**食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化。**
- このため、これまでの同業者による水平的な組織が行う取組だけでなく、食料システムの観点から、**団体間の相互連携による業種を超えた垂直的な取組が不可欠。**

食料システム

農業者

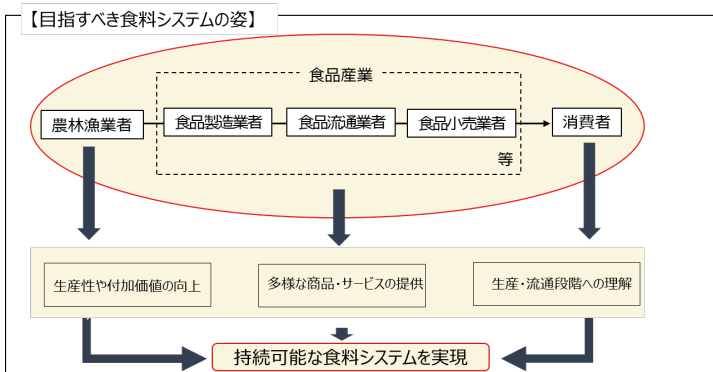
食品事業者

消費者

食料の生産・加工・流通・小売・消費の全ての段階が、有機的に連携することで機能を発揮できるシステム

関係者・団体間の相互連携

○合理的な価格形成に向けた食料システムの構築

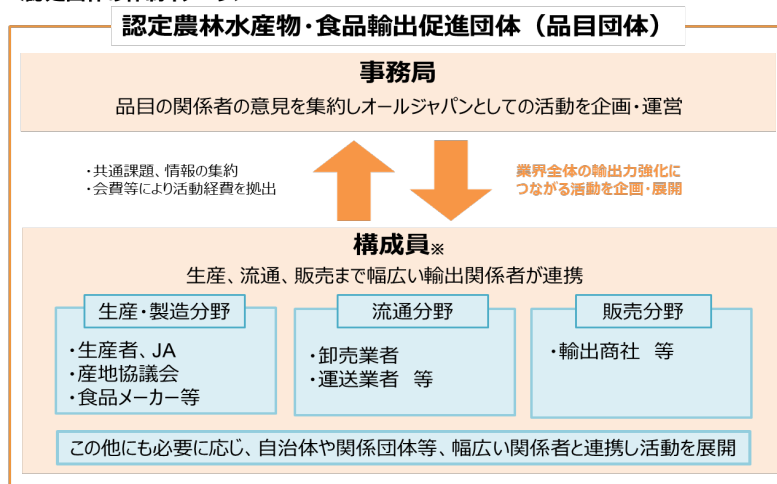


○地域の関係者が連携した農業インフラの保全



○生産から販売に至る関係者が連携した輸出の促進

<認定団体の体制イメージ>



政府
・法律による認定
・活動支援

JETRO FAMIC
助言・援助・協力

※構成員・・・直接の会員に加え、会員になっている団体の会員（孫会員）を含むことも団体の判断により可能。